

（仮称）富秋学園整備事業の進捗状況について

学校園管理室

1. 令和6年第4回定例会厚生文教委員会協議会での報告内容

- ・基本設計の完了に伴い、新校舎のレイアウト等について報告
- ・今後、既存校舎の一部を除却し、令和7年7月から新校舎整備予定を報告

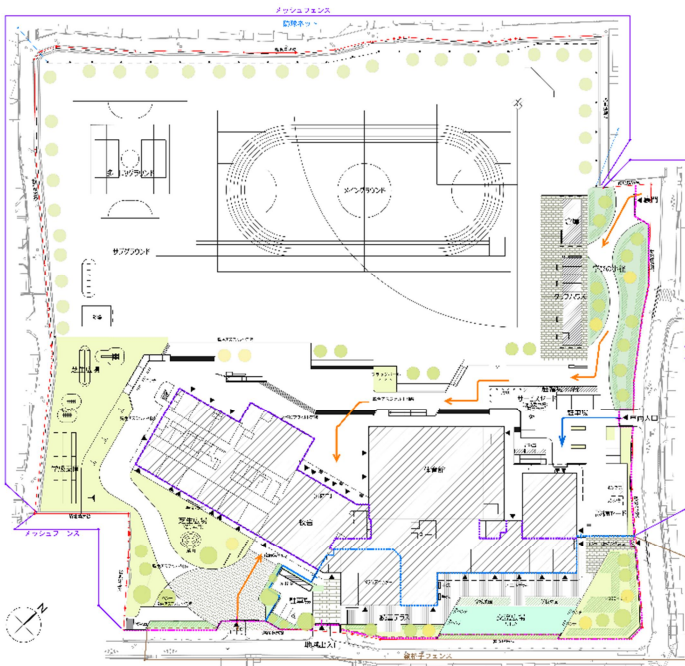
◆全体工程表

工事 STEP	2024年 (令和6年)			2025年 (令和7年)								2026年 (令和8年)								2027年 (令和9年)								2028年 (令和10年)			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
STEP①	解体工事 1																														
STEP②																															
STEP③																															
STEP④																															
備考																															

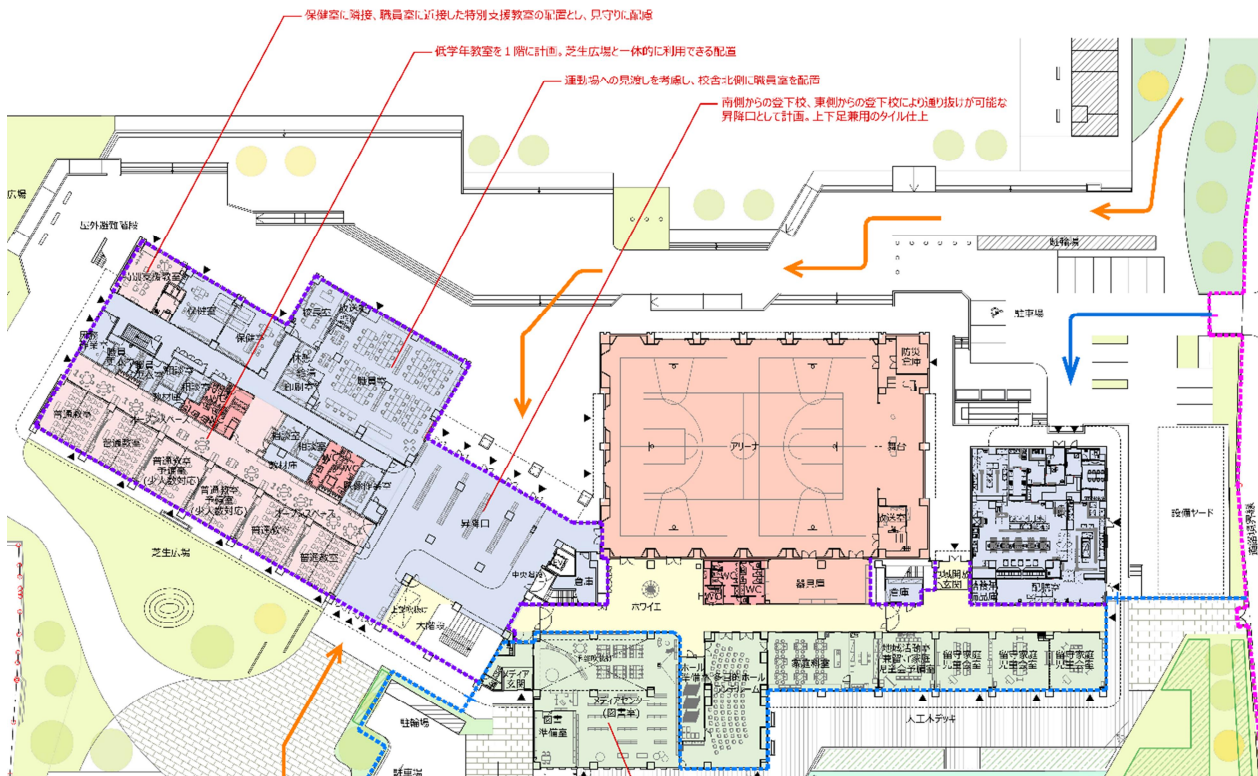
■工事ステップ計画

フェーズ	現況	STEP ①	STEP ②	STEP ③	STEP ④
	—	2024年11月～2025年6月	2025年7月～2027年2月	2027年4月～2027年12月	2028年1月～2028年3月
工事範囲					
工事内容	【凡例】 工事範囲：■ 対象建物：■ 工事関係者出入口：▲ 学校関係者出入口：▲	・特別教室棟解体 ・講堂解体 ・機械室解体	・新校舎建設 ・学校関係者出入口変更	・普通教室棟解体 ・体育館解体 ・グラウンド整備	・グラウンド整備

◆新校舎全体配置図



◆ 1 階平面図



◆ 2・3階配置図



2. 新校舎整備に係る今後の予定について

- ・計画通り既存校舎の一部除却が完了するとともに実施設計が完了
⇒令和7年7月から新校舎整備に着手
- ・新校舎整備に伴う既存校舎への動線確保として通用門の位置を変更（6月上旬～）
- ・開校については、これまでの報告どおり令和9年4月を予定
- ・既存校舎・体育館の解体及びグラウンド整備は令和9年度に実施（令和10年3月末完了）

◆現況写真（R7.6時点）



（特別教室棟、講堂、機械室の除却完了）

◆新校舎整備期間中の通学動線



3. 開校に向けた取組みについて

- ・下記のことについて、地域住民や保護者、学校園の代表者等で構成する学校開校準備委員会で意見交換を行い、検討を進めている

項目	検討内容
校章、校歌の作成	校章のデザインや校歌のフレーズを児童生徒や保護者等に公募して作成する
制服の取扱い	富秋中学校で選択制服装登校を実施し、その評価を踏まえて、制服の導入方針を決定する
学校図書館の地域開放	学校の教育活動に影響のない範囲で、開館日や開館時間、運営方法等を決定する
通学路の設定	踏切の横断対策など児童生徒が安全に登校できる通学路を設定し、対策を実施する

- ・その他、開校後の教育活動は、既存の3校（幸小学校、池上小学校、富秋中学校）が中心となり、教育委員会事務局も支援しながら開校に向けて整理予定

※準備委員会の開催状況は市ホームページに掲載。議会に対しても適宜、報告予定

4. その他

- ・ 令和 5 年 12 月～令和 7 年 6 月の間に完了した内容と、
令和 7 年 7 月～令和 10 年 3 月の間に予定している内容は、下表のとおり。
- ・ 令和 5 年 12 月の契約締結後、物価上昇や人件費増が続いており、令和 7 年 7 月から予定している内容の費用について、令和 5 年 12 月時点と令和 7 年 7 月時点の物価上昇を比較した物価スライドについて事業者から請求される予定（R7.6 時点）
⇒ 現在、関係部署も含め調整中
- ・ 調整の結果、物価スライドの適用が必要となれば、補正予算並びに契約変更の議案をそれぞれ市議会に提案する必要がある

	令和 5 年 12 月～令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月～令和 10 年 3 月
事業内容	・ 基本設計、実施設計 ・ 既存校舎先行除却 （特別教室棟、講堂、機械室）	・ 新校舎建設 ・ 既存校舎除却 ・ グラウンド整備 ・ 外構整備
物価スライド対象	×	○

＜実施設計パース＞



令和7年度和泉市子どもの夢応援奨学金について

学校教育室

※和泉市子どもの夢応援奨学金制度について

子どもたちの学ぶ意欲を育成し、夢の実現を応援する事業を実施して、教育の機会均等を図ることを目的とした制度。令和元年度からは貸付型に加え、給付型制度を創設。給付型制度の内容は、高等学校等入学時に必要な教科書等の経費の一部額（4万円）を支給するもの。

○令和6年度 総括

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減額	決算年度末現在高
基 金 額	344,065,172円	25,764,260円	369,829,432円
ふるさと元気寄付金額	—	57,332,000円	—
給 付 額	—	10,800,000円	—
教育施策への充当	—	21,328,000円	—
貸 付 額	138,263,000円	1,662,000円	139,925,000円
償 還 額	122,464,932円	2,364,340円	124,829,272円
未償還額	15,798,068円	△ 702,340円	15,095,728円
利息額	—	560,260円	—
現金残額	328,267,104円	26,466,600円	354,733,704円

(奨学金の種類及び金額)

※ 入学一時金（給付型）の額
一律40,000円

※ 国公立の高等学校在学者（または入学予定者）に対して貸し付ける奨学金の額

[入学一時金] 90,000円以内

[奨学資金]月額 6,000円以内

※ 私立の高等学校在学者（または入学予定者）に対して貸し付ける奨学金の額

[入学一時金] 90,000円以内

[奨学資金]月額 8,000円以内

○令和7年度 和泉市子どもの夢応援奨学金貸付の状況

	公私の別	1年生		2年生		3年生		合計	
令和5年、令和6年度からの継続	公立	0人	0人	0人	2人	2人	6人	2人	8人
	私立	0人		2人		4人		6人	
令和7年度新規	公立	3人	5人	0人	0人	0人	0人	3人	5人
	私立	2人		0人		0人		2人	
合計	公立	3人	5人	0人	2人	2人	6人	5人	13人
	私立	2人		2人		4人		8人	

※入学一時金（新規）と奨学資金貸付（新規＋継続）している人数

○令和7年度 和泉市子どもの夢応援奨学金給付・貸付予定額（年額）

内 訳	公 立		私 立		計	
入学一時金 (給付済)	270人				10,800,000円	
入学一時金 (貸与済)	4人		3人		7人	
	360,000円		270,000円		630,000円	
奨学資金	5人		8人		13人	
	348,000円		768,000円		1,116,000円	
貸付額計	6人	入学一時金と 奨学資金の 併用3人	9人	入学一時金と 奨学資金の 併用2人	15人	入学一時金と 奨学資金の 併用5人
	708,000円		1,038,000円		1,746,000円	

令和7年度 第24回 子ども議会について

子ども議会の趣旨

和泉市の将来を担う子どもたちが市議会を体験し、すべてのいのちが輝くために、自由な発想で、市長および議員相互で協議するとともに意見を表明し、夢を語り合う。また、市政に関する理解と関心を育む。

子ども議会の実施方法

各議員の意見について協議



議会の流れ

- ①子ども議員の意見
 - ②市長からの意見
 - ③市長及び各議員で協議
 - ④市長からのまとめ
- 【①②は議場、③④は委員会室】

開催日時 令和7年8月5日（火）午後2時半～午後4時

対象者 小学校及び義務教育学校前期課程の児童（5年生または6年生）

市立学校をA・Bグループに分け、隔年で各校1名が参加（令和7年度はAグループ）

■Aグループ…国府小・和気小・北松尾小・北池田小・南池田小・幸小・鶴山台南小
光明台北小・南松尾はつが野学園前期課程・槇尾学園前期課程

■Bグループ…黒鳥小・伯太小・芦部小・緑ヶ丘小・いぶき野小・青葉はつが野小
池上小・信太小・鶴山台北小・光明台南小

提言のテーマ

すべてのいのちが輝くアイデア！
～ わたしたちが「今」、社会や地域のためにできること ～

和泉市の各小学校が、「地域や社会を良くする」ために学校や地域で進めている取り組みや、子どもたちの想い描く「夢あふれる和泉市」の実現に向け、「今」自分たちができることを子ども議会の場で交流する。意見を交流し、深めることで、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた各校の取り組みを加速し、和泉市の英知を結集して新たなアイデアを創造発信してもらいたいと考えます。

富秋中学校区等跡地活用ビジョンの策定に係る骨子案の報告について

生涯学習推進室

1 跡地活用ビジョン

(1) 策定目的

①跡地の活用に係る将来像の共有（跡地活用の方向性・施設配置の決定）

- ・（仮称）富秋学園の整備や市営住宅集約建替他公共施設整備等事業に伴い発生する跡地について、円滑に活用を行う。
- ・「若者・子育て世帯の定住」や「まちの魅力づくり」につながる跡地活用の指針として、公共施設の配置、民間施設の誘導を図る機能やエリアのゾーニングなどを示す。
- ・跡地活用の方向性や施設配置を市、民間事業者、地域住民をはじめとする市民の三者が共有する。

②事業者の購入、出店意欲をかきたてるもの

- ・民間事業者の購入、出店意欲をかきたて、まちづくりに投資を行う際の重要な判断材料の一つになる役割を期待する。

③都市計画（用途地域）変更や都市計画（地区計画）決定の根拠資料

- ・誘導しようとする施設の規模によっては、現状の用途地域では建設できないという問題が生じる。

<例>商業施設、市民体育館（アリーナ）

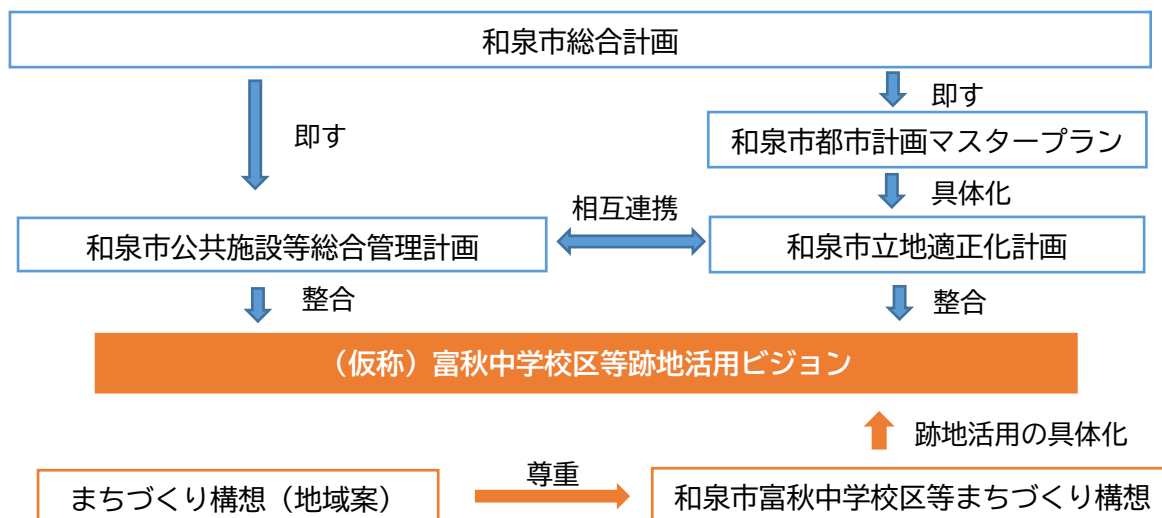
- ・誘導する用途により、都市計画（用途地域）の変更や都市計画（地区計画）の決定又は募集要項等により土地利用の規制を検討する。
- ・都市計画（用途地域）変更や都市計画（地区計画）決定の根拠資料として活用する。

(2) 対象となる跡地

対象となる跡地は、「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」のうち公共施設の再編を行うことにより生じる跡地とし、施設廃止の時期が未定の跡地などは対象外とする。

(3) 位置付け

誘導を図る機能や規模により都市計画の変更が必要となるため、跡地活用ビジョンを協議資料として活用するほか、今後見直し予定の都市計画マスタープランや立地適正化計画との整合性を図る。



2 施設配置

(1) 施設配置の基本的な考え方

施設配置の基本的な考え方	
①コンパクトなまち	・多様な施設を集積させ、各施設を歩いて回れる範囲に配置
②幸小学校跡地周辺を「まちの顔」とした拠点づくり	・JR 信太山駅の近隣である幸小学校跡地周辺に公共施設の再編及び民間施設の誘導
③幸小学校跡地に商業施設を誘導	・幸小学校跡地の付近に住宅誘導をめざす跡地が集中しているため、当該跡地に生活利便性に寄与する商業施設を誘導
④市民体育館（アリーナ）、（仮称）新旭公園、商業施設の連携	・商業施設を誘導する際に、近接する市民体育館（アリーナ）や（仮称）新旭公園と連携し、相乗効果を期待する提案を求める
⑤まちの交流軸を中心とした「居心地がよい」、「交流・滞在を促す」施設や空間の形成	・とみまち広場から複合商業施設までの動線を「まちの交流軸」として、軸に沿って居心地のよい施設や空間を形成し、交流や滞在を促す
⑥再編する各公共施設の駐車場の共同利用	・再編する各公共施設の駐車場を共同利用とし、必要数を確保することで、区画数の合理化を図る ・一時的なイベント等による来訪者にも柔軟に対応し、効果的な跡地活用を図る
⑦池上小学校跡地に住宅系用途の誘導や交流用途を配置	・池上小学校跡地は、定住促進のための住宅系用途の誘導及び交流用途（池上町会館等）の配置により、地域住民と転入者とのコミュニティ活性に寄与する拠点づくりを図る

(2) まちに必要な施設及び機能

①公共施設

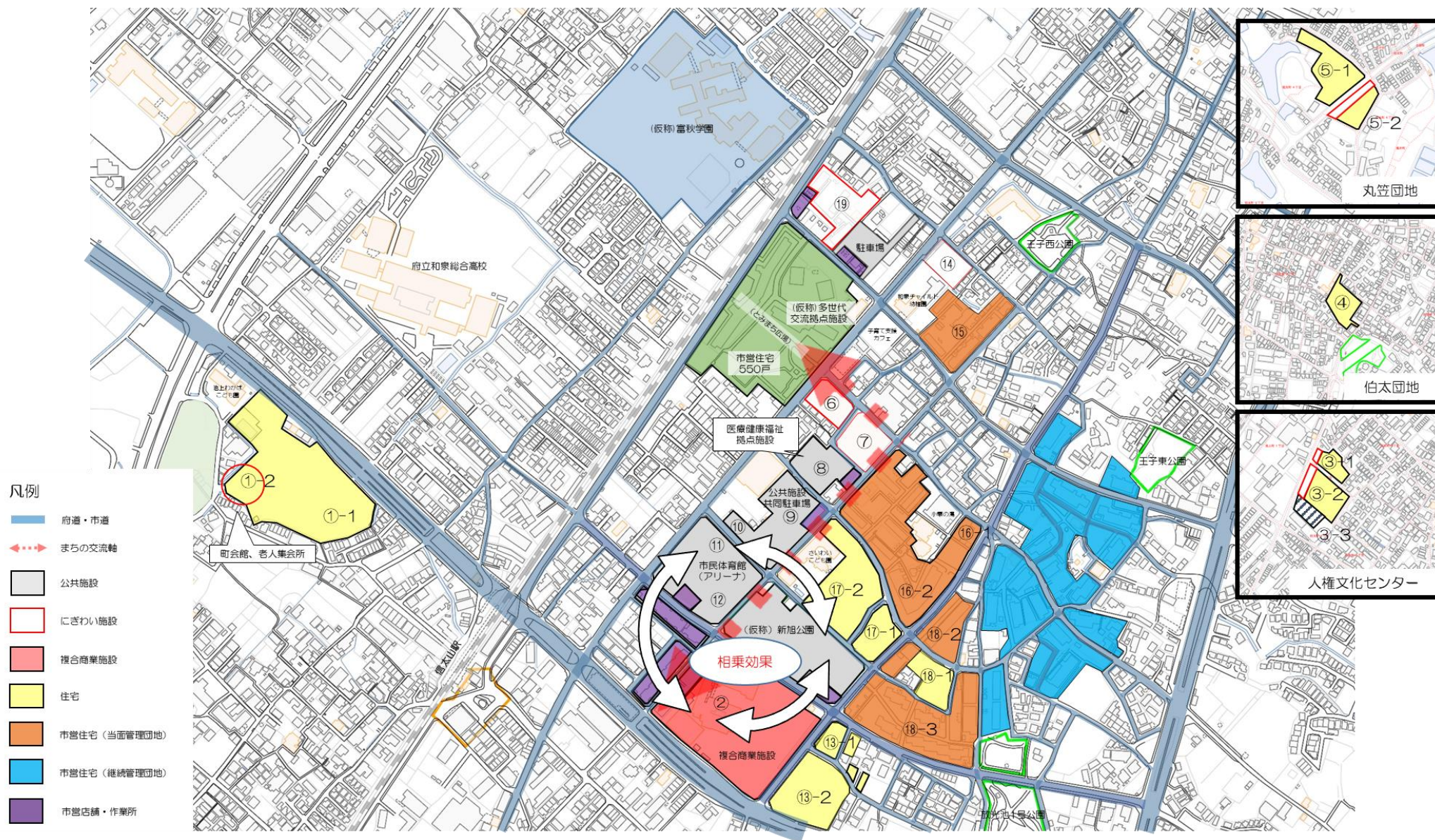
施設	必要性
医療健康福祉 拠点施設	北部総合福祉会館及び和泉診療所を合築又は併設し、市民一人ひとりのウェルビーイング（健康、幸福、生きがい）の追求を目的として、市民同士の交流・つながりの創出、医療・介護・福祉・地域の連携により、新たな価値を生み、人と人がつながるコミュニティを育む地域を支える拠点施設とする。 当該拠点施設においては、次の機能を確保することをめざす。
P.4 土地利用 方針図の⑧を 確保	ア 高齢者、障がい者向け相談対応機能 イ 地域住民の居場所機能 ウ 地域コミュニティ形成を促進する機能 エ 地域福祉の担い手を養成、育成する機能 オ 診療、治療による健康管理等を行う機能 カ 介護予防、健康増進を促進する機能 キ 災害発生時に事業者とボランティアが連携した福祉避難所の機能 ク その他市域全体の地域福祉を促進する機能
市民体育館 （アリーナ）	建築から 49 年が経過し、老朽化により将来的に建替えが必要な状況である。当該地域は JR 信太山駅の近隣であり、（仮称）新旭公園と連携することで相乗効果が期待できるとともに、立地特性から市民が気軽に運動できる環境を提供でき、スポーツの普及・振興及び市民の健康増進に寄与する上で、適切な位置である。
P.4 土地利用 方針図の⑪、 ⑫を確保	また、観客席を有するアリーナ機能を備えた体育館として充実整備することで、大規模な大会などスポーツイベントの開催が可能となり、競技力向上、地域外からの来訪促進によるにぎわいの創出が図られるだけでなく、成人式や講演会など多目的な利用が可能となり、地域の文化活動や交流の場として、地域のコミュニティ形成にも寄与する。

共同駐車場 P.4 土地利用 方針図の⑨、 ⑩を確保	幸小学校跡地の周辺に再編する各公共施設の駐車場を共同利用とし、必要数を確保することで、区画数の合理化を図ることができる。 これにより、一時的なイベント等による来訪者にも柔軟に対応し、効果的な跡地活用を図ることが可能となる。
池上老人集会所 P.4 土地利用 方針図の①-2 を確保	老人集会所のリニューアルの一環として、誰もが利用しやすく、新しい地域コミュニティを生み出す拠点とすることをめざす。 なお、池上老人集会所については、池上校区の端に立地している状況に鑑み、概ね校区の中心に位置する池上小学校跡地に移転予定の池上町会館と老人集会所の機能を集約することを検討する。

②民間施設

位置	機能	内容
幸小学校跡地	商業施設 (複合商業施設) P.4 土地利用方 針図の②を確保	・買い物の時間だけでなく、生活のあらゆる時間に寄り添い、生活の場として日常生活の質の向上を図る。 ・若者、子育て世帯を呼び込み、来訪者の増加も期待できる、多様な機能で構成された魅力ある複合商業施設 ・まちに開放された空間（屋外広場等）と一体感のある商業施設 ・地域コミュニティ向上に寄与するイベント等の活用により、エリア内だけでなく、エリア外からの来訪促進し、にぎわいの形成を期待
池上小学校跡地	住宅 P.4 土地利用方 針図の①-1 を確 保	・町会館用地を除き、全て住宅用地として活用する。
	池上町会館 P.4 土地利用方 針図の①-2 を確 保	・池上町会の要望により、校門付近に敷地面積「300㎡～600㎡」の土地を町会館（池上校区の老人集会所機能を含む。）用地として確保する。
その他の跡地	民間住宅のほか ニーズに応じた 活用	・基本的には、住宅用地として活用するが、沿道利用等その他の活用方法が見込まれる箇所は、ニーズに応じた活用とする。

(3) 土地利用方針図



3 各公共施設の除却想定時期

番号	対象となる跡地 (公共施設)	除却	(参考) 跡地活用の用途
①-1	池上小学校 (①-2 以外)	R10	住宅
①-2	池上小学校 (校門付近)		池上町会館 (老人集会所機能を含む。)
②	幸小学校	R10	商業施設
③-1	人権文化センター駐車場	R15	※ニーズに応じた活用
③-2	人権文化センター、市民文化 ホールの一部 (③-3 以外)	R15	
③-3	市民文化ホール	R7	北信太駅前整備事業の代替地
④	伯太団地	R14	基本的に住宅
⑤-1	丸笠団地 (1-5 棟)	R12	
⑤-2	丸笠団地 (6-8 棟)	R12	※ニーズに応じた活用
⑥	旭第二団地 (6 棟)	R14	
⑦	旭第二団地 (7、8 棟)	R14	
⑧	旭第二団地 (9-11 棟)	R14	医療健康福祉拠点施設
⑨	旭第一団地 (25-27 棟)	R16	共同駐車場 (一部を暫定利用)
⑨	旭第一団地 (A 棟)	R17	
⑩	和泉診療所	R18	
⑪	北部総合福祉会館	R18	市民体育館 (アリーナ)
⑫	幸団地 (28-30 棟)	R16	
⑬-1	幸第二団地 (43 棟)	R14	基本的に住宅
⑬-1	幸分館	R14	
⑬-2	幸第二団地 (41、42 棟)	R14	
⑬-2	青少年センター	R14	
⑭	王子第二団地 (5 棟)	R14	※ニーズに応じた活用
⑮	王子第二団地 (6~10 棟)	当面管理のため、エリアの対象外	
⑯-1	旭第二団地 (17 棟)	当面管理のため、エリアの対象外	
⑯-2	旭第二団地 (12-16、18 棟)	当面管理のため、エリアの対象外	
⑰-1	旭第一団地 (19、20 棟)	R14	基本的に住宅
⑰-2	旭第一団地 (21-24 棟)	R14	
⑱-1	幸第二団地 (49、50 棟)	R14	
⑱-1	公園、駐車場等	当面管理のため、エリアの対象外	
⑱-2	幸第二団地 (51 棟)	当面管理のため、エリアの対象外	
⑱-3	幸第二団地 (44-50、52、53 棟)	当面管理のため、エリアの対象外	
⑲	王子第一団地	R11	※ニーズに応じた活用

※1 民間施設として活用する場合の可能時期は、当該施設の除却時点における諸事情を勘案して決定する。

※2 必要に応じて、建物付きで処分する方法も検討する。

※3 民間施設の誘導を行う跡地において、拠点となる池上小学校跡地 (住宅、池上町会館 (老人集会所機能を含む。))、幸小学校跡地 (商業施設) 以外は、基本的には、住宅用地として活用するが、沿道利用等その他の活用方法が見込まれる箇所は、ニーズに応じた活用とする。

4 策定スケジュール（案）

時期	取組	内容
R7.7月上旬	議会報告	跡地活用ビジョン骨子案の報告
R7.12月頃	議会報告	跡地活用ビジョン（案）の報告
R7.12月頃	和泉市都市計画審議会	跡地活用ビジョン（案）の報告
R8.1月	市民説明会	広く市民意見を聴取
R8.1月	パブリックコメント	広く市民意見を聴取
R8.3月末	跡地活用ビジョン策定	

イベント開催における危機管理マニュアルの策定について

文化遺産活用課

1. 策定の目的

令和6年12月21日に発生した池上曽根史跡公園でのイベント事故を教訓にして、市が関与するイベントの危機管理の徹底をはかるため、生涯学習部が中心となって、「イベント開催における危機管理マニュアル」を策定した。

2. 策定の経緯

令和7年3月12日 各部局等で開催するイベント開催状況およびリスク要因につき照会

令和7年5月2日 危機管理マニュアル（素案）への意見照会

令和7年5月19日 第1回危機管理マニュアル策定会議 マニュアル（素案）の検討

令和7年5月28日 第2回危機管理マニュアル策定会議 マニュアルの確認

3. 危機管理マニュアル

・イベント開催における危機管理マニュアル 別紙

・危機管理マニュアル（様式集） 別紙

主なポイント

目標：「絶対に事故を起こさない、起こさせない」

対象：原則、市が関与するすべてのイベントとする

ただし、座学中心の講習講座、少人数(50人以下)のイベントは除く

責任者：危機管理責任者、安全管理責任者をおき、危機管理の徹底をはかる

リスクの抽出と対策：イベント企画時、イベント実施時、事故発生時

4. 今後のスケジュール

6月23日 職員説明会

今後「イベント開催における危機管理マニュアル」は危機管理部が所管し、マニュアルの改訂を行っていく。

イベント開催における危機管理マニュアル

～徹底した安全運営に向けて～

令和7年6月

和 泉 市

はじめに

感動と感激を与え、思い出となるイベントも万が一事故が発生した場合は、参加者の心と身体に傷を負わせるのみならず、最悪の場合は、命を奪うことになるなど大きな被害をもたらすことになります。こうした事故の中には、イベント関係者の準備不足や一瞬の気のゆるみ、判断の遅れなどに起因するものもあり、我々職員は、『絶対に事故を起こさない、起こさせない！』という強い気概を持ち、イベントを開催しなければなりません。

そのうえで、このマニュアルは、安全なイベントの計画・運営をおこなうために留意すべき点を明らかにし、イベント開催時において発生しうる危険要素を特定(リスクアセスメント)し、リスクを解消・低減するための対策(リスクマネジメント)を実施するための基本的な手順等を示したものです。

本マニュアルにある必須内容を必ず実行することはもちろんですが、イベントの内容や規模はさまざまであることから、イベントに応じて、そのリスクと対策、スタッフの役割を徹底的に考え、イベントの計画・実施・運営にあたってください。

目次

項目	対応時期
第1章 事故を未然に防ぐための安全対策	イベント等の企画開始時に想定されるリスクを抽出し、関係者全員が確認すること
第2章 イベントの実施段階における安全対策	イベント開催数日前には想定されるリスクの対応策を関係者全員が確認すること イベント開催日には想定されるリスクの対応策を関係者全員が再確認すること
第3章 事故が発生した場合の対応	事前確認を行った上で、当日のイベント関係者は必ず危機管理マニュアルを携帯しておくこと
参考資料	1. 特別警報・緊急地震速報に関する資料 2. イベント事故事例 3. ヒヤリハット事例

第1章 事故を未然に防ぐための安全対策

事故の防止に向けては、イベントの企画・準備段階から発生しうるリスクを想定した対策を練ることが重要です。

本マニュアルの対象は、原則、市または市が関与する団体が実施する、すべてのイベントとします。ただし、座学がメインの講習・講座や少人数のイベント(50人以下)などは対象外としますが、その場合でも、リスクの抽出とその対応策を講じておく必要があります。

	内容
1. 企画段階	(1) 安全対策の意識を持って、自然災害や設備の損壊など起こりうるリスクを想定し、開催地の選定や実施内容を検討し企画立案を行い、あわせて危機管理マニュアルを作成する。 ①想定されるリスク項目 ・ 設備の設置不備（設備や機材の損壊） ・ 異常気象（洪水・暴風など） ・ 自然災害（地震・津波・落雷） ・ 熱中症 ・ 火災 ・ サイバー攻撃・ウイルス感染・参加者名簿等による情報漏えい又はシステムダウン ・ 感染性ウイルスや細菌による感染症の発生（急病・食中毒） ・ 想定来場者に対する会場の規模 ・ 会場周辺の渋滞（交通事故） ・ 指揮命令系統の不全 ・ 安全チェック体制の不備 ・ 安全管理の低下（不審者や不信物の発見、長時間労働、ハラスメント等労務問題の発生など） ・ その他（盗難、来場者同士のトラブル）

	(2) 主催者・共催者・協力団体等の間で責任分担や役割分担について協議・確認しておくこと (3) 委託業者とは契約内容について十分協議し、責任分担においても仕様書において示すこと相互で確認しておくこと ①主催者が責任を問われる事例 ・運営スタッフの不注意による事故 ・展示物や設備による事故 ・予測ができた自然災害による被害 ・会場の設備不備 ②主催者の責任にならない事例 ・予測不可能な地震などの天災による事故 ・参加者自身の重大な過失 ・参加者同士のトラブル ・事前に明示した禁止事項の違反による事故 ・会場外で発生した事故など ※上記の事例は、主催者の管理範囲を超えた不可抗力として挙げていますが、イベント内容によって範囲は変わるため、主催者の責任になる状況を事前に把握しておく必要がある。
--	--

2. 準備段階	(1) イベント会場や通行ルート等の下見を行い、想定されるリスクを考慮し準備を行う また事前に下見ができない場合は、現地の図面や写真等を共有して想定されるリスクを考慮し準備を行う ①イベント会場や周辺の確認 ・ イベント会場・トイレ及び駐車場などは、想定される参加人数に対応できるか確認する ・ 建物の死角や薄暗い場所、トイレ、施錠できない居室、人目に付きにくい場所、火気等の危険物を取り扱う場所など危機が発生する要因となり得る場所及び近隣の消火設備を確認する（周辺の施設や道路、駐車場なども含む） ・ 参加者が往来する動線上に危険箇所はないか確認する ・ A E Dや経口補水液など応急処置ができる救命用具等の設置場所も確認する ＊学校園管理室、高齢介護室でA E D貸出 ＊地域助け合いA E Dステーション一覧表 ②テントを使用する場合の確認 ・ 強風でテントが飛ばされることや経年劣化による倒壊に留意しつつ、規格を確認した上で、十分なウェートを加重するなどの必要な対策を行う ・ 仮施設を設置する場合は、安全性の確認や建築確認、許可手続きなど必要な申請を行う ・ テントメーカーの耐風基準の確認 ・ 耐風基準の前提条件の確認 ・ 張り綱等の補強方法の確認 ・ 現地での設置状況確認・簡易風速測定 ※仮施設の安全性や許可申請の有無などについて不明な場合は、建築・開発指導室の助言を仰ぐこと ③避難経路、避難場所の設定 ・ 来場者の混乱を招くことがないように迅速かつ安全に避難できる「経路」と「場所」を設定し、関係者全員で確認する
--------------------	---

	④緊急時の連絡体制の構築 ・ 緊急時の連絡網、警察、消防、保健所、病院の連絡先など連絡体制をつくり必要に応じて警備計画などを作成する ・ イベント関係職員をグループ化して、Logo チャットの利用を検討する ⑤損害賠償保険等の加入 ・ 万が一の事故に備え、傷害保険や賠償責任保険など補償のための保険について、検討・確認する ※全国市長会総合損害補償賠償保険の適用範囲を確認する（総務管財室が所管） ※想定されるリスクに応じてイベント保険等に参加する ⑥イベント事故を防ぐための方法例 ・ 安全管理体制の構築 ・ スタッフ教育の徹底 ・ 参加者への適切な情報提供 ・ A E D、応急処置室など緊急時対応設備の整備 ・ プロの警備員への依頼 （２）事前協議 ・ 必要に応じて警察、消防、保健所と事前打ち合わせを行う。また、道路使用許可が必要な場合は警察、道路占用許可が必要な場合は各道路管理者（国・府・市）と事前協議を行う 警備計画等の作成、露店等の届出、看板の設置
--	--

3.
マニュアル作成必須項目
(様式集参照)

(1) イベントの実施概要

・イベント名やテーマ、イベントの対象者、想定される来場者数など

(2) 緊急対応

・想定されるリスクの抽出と対応策

・運営責任者の役割など

(3) 組織図

①主な責任者（例）

責任者	役職	役割
イベント運営本部長	部長級	イベントを総括
※危機管理責任者	次長級	リスク対応策を確認
現地責任者	課長級	イベントの指揮命令
※安全管理責任者	課長補佐級	危機管理情報を収集

※危機管理責任者は、イベントごとに作成した危機管理マニュアルを確認し、リスクの減少及び解消に努める。

※安全管理責任者は、現地において危機管理情報を収集し、現地責任者に伝える

※イベント運営本部長と危機管理責任者は必ずイベント会場に同行するものではない

②その他担当者一覧を作成する

③緊急時の安全管理体制（例）

事故対策本部

・全体の統括と家族などへの連絡
(本部責任者)

現地本部

・現地の統括と本部への連絡
(現地責任者)

誘導班

・事故以外の安全確認

・二次災害の予防

・事故者の救助

救助班

・事故者の救助

応急救護班

・事故者の応急処置

記録班

・消防への連絡

・警察への連絡

・医療機関への連絡

・事故の記録

	(4) タイムテーブル ・準備開始から撤去終了までの時間、行事、活動担当者の配置時間 ・リスクが発生しやすい場所や時間帯の想定など想定されるリスクを抽出し、対応策を講じる (5) スタッフ配置図（様式は任意とする） ・イベント中に誰がいつ、どこを持ち場としているかなど (6) 会場見取り図 ・会場の住所や交通の便、会場全体のフロア図 ・混雑が予想される場所と対応方法 ・来場者・スタッフの動線 ・避難経路・緊急車両の動線 ・消火器、緊急消火用貯め水の場所などの設置場所 ・非常口、被雷場所、AED の設置場所 ・LPガスなどの危険物を設置している場所 ・案内標識の配置図 ・配布物の設置場所や一時保管所、備品設置場所など (7) 緊急連絡網 ・災害、けが人や病人、トラブルが発生したときの連絡先などを共有しておく (8) 緊急時の対応例 ・事故が発生した場合に備えた、緊急時の役割分担を構築して共有しておく (9) 事故記録表 ・事故が発生したときの状況、事故者の概要などを記録しておく (10) 中止の判断 ・中止の判断時期と判断基準
--	---

第2章 イベントの実施段階における安全対策

イベントの準備段階で確認した状況について再確認し、警備体制を構築するとともに、最新の気象状況の確認や来場者への注意喚起等を行います。

また安全管理責任者を設置してください。

※安全管理責任者・・・気象情報、爆破予告など危機を伴う情報を一括して管理し、現地責任者及び各担当者に伝達する者

	内容
1. 気象状況の把握	イベントの開催や中止の判断を行うため、最新の気象情報を収集する ※イベントの準備・開催・撤収の時間帯における気象予測に加え、イベント開催数日前の状況も確認すること（具体的な方法） ・警報や注意報、熱中症警戒アラートが発表されていないか確認 ・落雷を予測するため、気象庁HPの「雷ナウキャスト」などを活用するほか、黒い雲の発生や雷鳴に留意する ・天候悪化に伴う交通規制や公共交通機関の運行規制情報を収集する
2-1. イベント中止等の判断（開催前）	（1）イベントを開催した場合、来場者等の安全性が確保できていない場合 ・自然災害によりイベント会場に被害が発生している ・気象状況によるとイベント当日の開催は困難である ・イベント会場までの交通手段が遮断されている （2）反社会的勢力の関与が判明した場合
2-2. イベント中止等の判断（当日）	（1）参加者の安全を最優先に、気象情報や地震など自然災害の発生状況、会場の状況、イベントの性質などを総合的に考慮して、現地責任者は安全管理責任者からの情報をもとにイベントの中止や規模の縮小等の判断を速やかに行う （2）大雨、強風、熱中症等の注意報が発令されている場合は、参加者の安全を配慮したうえで、中止の有無を判断する

	(3) 落雷や竜巻、その他悪天候のため屋外に出ることが危険な場合は、天候が回復するまでイベント会場で参加者を待機させる。また落雷や竜巻、その他雨雲等が過ぎ去ってからも安全が確認できるまでは屋外には出ないようにする (4) 判断にあたっては、下記の例を参考に、判断基準を事前に定め、安全管理責任者及び関係者で共有する (判断基準の例) ・大雨、暴風、洪水、竜巻等（特別警報や緊急地震速報を含む）の警報が出ている場合 ・熱中症特別警戒アラート(環境省)が発表されている場合 ・地震が発生した場合 ・落雷が予見される場合 ・警察、消防署等と協議のうえ判断する事例 ☆不審者、不審物を発見した場合 ☆イベントを妨害する通報（メール・電話・SNSなど）を受けた場合 (5) その他、判断基準に該当しうると予測した者は、中止の判断について安全管理責任者及び現地責任者に直ちに報告する (6) イベント中止の周知方法 ・市ホームページ・電話・SNSなど
--	--

3. 警備体制の構築	警備を総括し、事故発生時の指揮命令者を、会場警備の現地責任者として選任する (1) 巡回警備、緊急連絡、避難誘導、応急救護など、できる限り多くの人員を配置する (2) 関係者の役割分担を明確にし、全員で確認する (3) 警備や緊急時に必要な備品を準備する ※携帯電話、誘導棒、カラーコーン、ロープ、拡声器、トランシーバー等 通常時の連絡体制（例）
4. 当日の事前確認	(1) 開場前に会場・周辺の不審物の有無など安全確認を徹底する ※人目に付きにくい場所やトイレは特に注意 (2) 人が多く集まっている場所や、事前に確認しておいた危険な場所には、巡回警備の人員を増やし、定期的な巡回を行う (3) 巡回警備担当者は、スタッフジャンパーや腕章などを着用し、警備担当であることが分かる服装で巡回する (4) テント、仮設施設の安全確認
5. 注意喚起	(1) 看板や場内アナウンスを活用し、来場者に危機対応の地協力を呼び掛ける (危機対応が必要な事項の例) ・熱中症や低体温など気候によるもの ・動植物（ヘビ、ハチ、ウルシ、毒草、ダニなど） ・天候の急変、落雷、台風、地震などへの対応 ・来場者の行動（迷う、転ぶ、落ちる、挫くなど） ・用具操作に伴う怪我等（裂傷、やけど、爆発、一酸化炭素中毒など） ・健康状態や衛生管理によるもの（嘔吐、下痢、食中毒、泥酔など）

第3章 事故が発生した場合の対応

どれだけ安全対策をしても事故が発生する可能性があります。事故が発生した場合は、その程度に関係なく、現地責任者への報告・連絡・相談を徹底し、対応することが重要で、安全管理の大原則「大きく備えて小さくまとめる」ためにも、これくらいでよいだろうと考えずに、丁寧すぎるほどの対応を心がけてください。

	内容
1. 緊急時の体制	(1) 現地責任者や誘導、救助、応急救護、記録など緊急時の対応体制を構築しておく。 <pre> graph TD A[事故対策本部 ・全体の統括と家族などへの連絡 (本部責任者)] --> B[現地本部 ・現地の統括と本部への連絡 (現地責任者)] B --> C[誘導班 ・事故以外の安全確認 ・二次災害の予防 ・事故者の救助] B --> D[救助班 ・事故者の救助] B --> E[応急救護班 ・事故者の応急救護] B --> F[記録班 ・消防への連絡 ・警察への連絡 ・医療機関への連絡 ・事故の記録] </pre> (2) 事故発生時は、その初動が事故者救済等に大きな影響を与えるため、二次災害を防ぐ観点からも次のことを意識しておく ・冷静になる ・自分自身の安全管理をする ・事故者以外の人たちの安全管理をする (3) 迅速かつ適切な対応のため、事故発生時のフローチャートを作り、全員が理解しておく（様式3 役割分担まとめ 参照）
2. 避難誘導	(1) 事故発生現場を特定し、会場アナウンスや拡声器を使用して、危機を知らせ、来場者を落ち着かせつつ、迅速かつ確実な避難を呼びかける (2) できる限り多くのスタッフを動員し、誘導棒や拡声器を活用しながら、分かりやすい言葉で、なるべく遠くに避難させる (3) 二次災害を防止するため、事故発生現場への立入を規制する (4) 地震や火災が発生した際は、事前に決めてある安全な場所へ来

	場者を誘導する
3. 負傷者の救護	(1) 負傷者等が出た場合は、直ちに消防に通報し、できる限りの応急救護を行い、安全な場所へ避難させる (2) 負傷者の救護にあたっては、二次災害の発生に十分注意する (3) 多数の負傷者が発生した場合は、会場内に支援を呼びかけるなど、負傷者の救護に最善を尽くす ※事前にAEDなどの救命用具の設置場所確認や救急道具の準備をしておく
4. 事故報告	安全管理責任者は、下記に留意し、情報の収集・発信に努め、事故報告を行う。 (1) 情報の収集 ・事故発生の日時、場所、人数、氏名、性別、年齢、処置の内容、けがの程度などを正確に把握する (2) 情報の一元化 ・現地本部や事故対策本部における情報の集約・発信を行う (3) 情報の発信 ・情報を発信する場合、プライバシーに配慮し、誤解を招かないよう、正確な表現に努める。 (4) 事故の記録 ①収集した情報は、時間の経過に沿って記録する。 ②現地責任者や家族等にできるだけ速く、正確に伝える ・現地→本部→関係機関や家族等 ③来場者や関係者に集団食中毒や集団感染が疑われる症状が発生した場合は、収集した情報を保健所に報告し、指導を仰ぐ (5) マスコミ等への報道提供 ・必要に応じて市長・副市長レク、正副議長報告後に広報担当部局を通じて報道提供する。 ・報道提供時点で公表できる内容を明確にするとともに、原則として課長級以上で報道機関からの取材、問い合わせに対応する

5. 事故対応	(1) 速やかに事故対策本部を設置 ①事故対策本部長は所管する部長級の者とし、庶務はイベントを担当した部署とする ②事故対策本部において、対応策を決定し被害者等の対応にあたる ③事故対策本部長は、事故の状況及び対応策を市長、副市長、教育長に報告する。
---------	---

【参考資料1】

1. 特別警報・緊急地震速報に関する資料

○特別警報

【特別警報の発表基準】

警報	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

○緊急地震速報（地震による強い揺れを事前にお知らせするための情報）

【緊急地震速報発表の基準】

気象庁が、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級が3以上予想される地域を対象に緊急地震速報を発表し、テレビやラジオ、携帯端末、防災行政無線などで緊急地震速報が流れます。

2. 保険に関する資料

○普通傷害保険（レクリエーション傷害保険・イベント保険）

○国内旅行傷害保険（レジャー保険）

○賠償責任保険

○スポーツ安全保険

○全国市長会総合損害補償賠償保険

3. 救急や安全に関する講習会等

(1) 和泉消防本部

- ・止血法、心肺蘇生法、AEDの使用講習などの救急処置トレーニング
- ・AEDマップは「地域助け合いAEDステーション一覧表」参照
- ・火災が発生した場合の初動方法及び避難訓練

(2) 和泉警察署

- ・不審者や不審物を発見したときの対処方法など
- ・爆破予告などの通報があった場合の対処方法など

※ 既に作成した警備計画等がある場合には、必要に応じて対策を追記してください

※ 警備計画等を作成していない場合には、この手引きを参考にして、対策を講じてください。

【参考資料2】 イベント事故事例

- 2001年 明石市の花火大会で雑踏事故が発生し、11名が死亡、247名が負傷した。
- 2013年 福知山市で開催された花火大会で火災事故が発生し、3名が死亡、56名が負傷した。
- 2023年 大阪市此花区で音楽フェスティバルのリハーサル中に装置から噴出した水が男性スタッフに直撃、1名が死亡した。
- 2024年 泉大津市で開かれていた音楽イベントの会場でカメラが付いたクレーンが倒れ、近くにいた観客の女性4名が負傷した。
- 2024年 池上曽根史跡公園で開催したイベントで大型テントが突風で飛ばされ、来場者およびスタッフ7名が救急搬送された。

【参考資料3】 ヒヤリ・ハット事例

- 設置していたタープテントが強風により複数とばされそうになった。次回以降はテント用おもりと災害用のポリタンク等を活用し、タープテントが飛ばされないようにした。
- 集合時間にバスに戻らない参加者がいた。探したがみつからず、次の停車場所にいた（連絡先は自宅の番号であった）。

危機管理マニュアル(様式集)

1. イベントの概要

項目	概要
イベント名	
イベントの目的	
開催日程	
開催場所	
来場者予定数	
主催者	
関係者(共催者・協賛・後援等) ※中止や事故の際に連絡する必要がある者	
入場料(参加料)の有無・金額 ※返金等の検討	

2. チェック表

項目	チェック
タイムテーブル	
会場図・人員配置図	
役割分担	
緊急連絡網	

3. 想定されるリスクの抽出と対応策

項目	具体的にリスク抽出	具体的な対応策
自然災害		
人災		
健康被害		
その他		

4. 中止する基準

参加者の安全を最優先に、気象情報や地震など自然災害の発生状況、会場の状況、イベントの性質などを総合的に考慮して、現地責任者は安全管理責任者からの情報をもとにイベントの中止や規模の縮小等の判断を速やかに行う

項目	中止	決行	条件付き中止
イベント当日午前7時までに、和泉市(または和泉市を含む泉州地域等)に			
大雨警報が発令されたとき			
●条件付きで決行の場合の基準			
暴風警報が発令されたとき			
●条件付きで決行の場合の基準			
洪水警報が発令されたとき			
●条件付きで決行の場合の基準			
竜巻警報が発令されたとき			
●条件付きで決行の場合の基準			
熱中症特別警戒アラートが発令されたとき			
●条件付きで決行の場合の基準			
爆破予告等、イベントを妨害する通報(メール・電話・SNSなど)を受けた場合			
●条件付きで決行の場合の基準			
そのほか			
●条件付きで決行の場合の基準			
イベント準備中または実施中に、和泉市(または和泉市を含む泉州地域等)に			
和泉市災害対策本部運営マニュアルに基づく、事前配備が行われたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
和泉市災害対策本部運営マニュアルに基づく、警戒配備が行われたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
和泉市災害対策本部運営マニュアルに基づく、災害警戒本部が設置されたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
和泉市災害対策本部運営マニュアルに基づく、災害対策本部が設置されたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
大雨警報が発令されたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
暴風警報が発令されたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
洪水警報が発令されたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
竜巻警報が発令されたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
熱中症特別警戒アラートが発令されたとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
地震(震度●以上)が発生したとき			
●条件付きで継続する場合の基準			
落雷が予見される場合			
●条件付きで継続する場合の基準			
不審者、不審物を発見した場合			
●条件付きで継続する場合の基準			
爆破予告等、イベントを妨害する通報(メール・電話・SNSなど)を受けた場合			
●条件付きで継続する場合の基準			
そのほか			
●条件付きで継続する場合の基準			

イベント実施関係まとめ

1. タイムテーブル

時間	項目	詳細	担当者	想定されるリスク	リスク対応策
7:30					
7:45					
8:00					
8:15					
8:30					
8:45					
9:00					
9:15					
9:30					
9:45					
10:00					
10:15					
10:30					
10:45					
11:00					
11:15					
11:30					
11:45					
12:00					
12:15					
12:30					
12:45					
13:00					
13:15					
13:30					
13:45					
14:00					
14:15					
14:30					
14:45					
15:00					
15:15					
15:30					
15:45					
16:00					
16:15					
16:30					
16:45					
17:00					
17:15					
17:30					
17:45					
18:00					
18:15					
18:30					
18:45					
19:00					

2. 会場図・人員配置図

会場見取り図に落とし込む内容(例)

会場のどこでどんなイベントが開催されているか
混雑が予想される場所と対応方法
来場者・スタッフの動線
避難経路・緊急車両の動線
消火器、緊急消火用貯め水の場所などの設置場所
非常口、被雷場所、AEDの設置場所
LPガスなどの危険物を設置している場所
案内標識の配置図
配布物の設置場所や一時保管所、備品設置場所など

※運営本部を設置した場合、地図上に図示する
(理由)・出場した消防がまずは現地本部へ集結するため
※運営本部を設置しない場合は、緊急時の対策本部を設置する
(理由)・関係者と接触する場所を設定しておかないと、
消防活動が円滑に行うことが出来ないため

役割分担まとめ

事故発生時は赤字部分で対応

イベント運営本部長（部長級）

氏名

連絡先

役割

・ イベントを総括し、万が一事故が発生した場合には、事故対策本部を設置する

・ 対応策を決定し被害者等の対応

・ 事故の状況及び対応策を市長、副市長、教育長に報告

危機管理責任者（次長級）

氏名

連絡先

役割

・ イベントごとに作成した危機管理マニュアルを確認し、リスクの減少及び解消に努める。

現地責任者（課長級）

氏名

連絡先

役割

・ イベント全体の進行管理を指揮命令する

・ 参加者の安全を最優先に、気象情報や地震など自然災害の発生状況、会場の状況、 イベントの性質などを総合的に考慮して、現地責任者は安全管理責任者からの情報をもとにイベントの中止や規模の縮小等の判断を速やかに行う

・ 大雨、強風、熱中症等の注意報が発令されている場合は、参加者の安全を配慮したうえで、中止の有無を判断する

・ 落雷や竜巻、その他悪天候のため屋外に出ることが危険な場合は、天候が回復するまでイベント会場内で参加者を待機させる。また落雷や竜巻、その他雨雲等が過ぎ去ってからも安全が確認できるまでは屋外には出ないようにする

・ その他、判断基準に該当しうると予測した者は、中止の判断について安全管理責任者及び現地責任者に直ちに報告する

・ 判断にあたっては、下記の例を参考に、判断基準を事前に定め、安全管理責任者及び関係者で共有する

【判断基準の例】※本イベントの基準は「表紙」に記載

・ 大雨、暴風、洪水、竜巻等（特別警報や緊急地震速報を含む）の警報が出ている場合

・ 熱中症特別警戒アラート(環境省)が発表されている場合

・ 地震が発生した場合

・ 落雷が予見される場合

・ 警察、消防署等と協議のうえ判断する事例

☆不審者、不審物を発見した場合

☆イベントを妨害する通報（メール・電話・SNSなど）を受けた場合

報連相

安全管理責任者（課長補佐級）・記録

氏名

連絡先

役割

随時、状況を把握（記録）しながら、各機関と連絡をとり、連携を図る。

・ 警報報や注意報、熱中症警戒アラートが発表されていないか確認

・ 落雷を予測するため、気象庁HPの「雷ナウキャスト」などを活用するほか、黒い雲の発生や雷鳴に留意する

・ 天候悪化に伴う交通規制や公共交通機関の運行規制情報を収集する

※イベントの準備・開催・撤収の時間帯における気象予測に加え、土砂災害等を予測するため、イベント開催前の状況も確認すること

★事故発生時

・ 事故が発生した場合には、消防・警察・医療機関・事故対策本部への連絡

（１）情報の収集

・ 事故発生の日時、場所、人数、氏名、性別、年齢、処置の内容、けがの程度などを正確に把握する

（２）情報の一元化

・ 現地本部や事故対策本部における情報の集約・発信を行う ※オンラインツール（写真等も共有）の活用

（３）情報の発信

・ 情報を発進する場合、プライバシーに配慮し、誤解を招かないよう、正確な表現に努める。

（４）事故の記録

①収集した情報は、時間の経過に沿って記録する。

※事故記録表（経過記録）を参考にすること

②現地責任者や家族等にできるだけ速く、正確に伝える

・ 現地→本部→関係機関や家族等

（５）マスコミ等への報道提供

・ 必要に応じて市長・副市長レク、正副議長報告後に広報担当部局を通じて報道提供する。

報道提供時点で公表できる内容を明確にするとともに、原則として課長級以上で報道機関からの取材、問い合わせに対応する

報連相

巡回警備・誘導

氏名

連絡先

役割

【巡回】

・ 開場前に会場・周辺の不審物の有無など安全確認を徹底する ※人目に付きにくい場所やトイレは特に注意

・ 人が多く集まっている場所や、事前に確認しておいた危険な場所には、巡回警備の人員を増やし、定期的な巡回を行う

・ 巡回警備担当者は、スタッフジャンパーや腕章などを着用し、警備担当であることが分かる服装で巡回する

・ 看板や場内アナウンスを活用し、来場者に危機対応の協力を呼び掛ける

★事故発生時

【誘導】

・ 二次災害を防止するため、事故発生現場への立入を規制する

・ 地震や火災が発生した際は、事前に決めてある安全な場所へ来場者を誘導する

・ 事故者以外の安全確保、人数確認 ※事故の拡大を防ぐためにも、事故者以外の安全と心のケアに努める。

↓事故発生現場を特定し、会場アナウンスや拡声器を使用して、危機を知らせ、来場者を落ち着かせつつ、

↓迅速かつ確実な避難を呼びかける。

↓できる限り多くのスタッフを動員し、誘導棒や拡声器を活用しながら、分かりやすい言葉で、なるべく

↓遠くに避難させる



救助

氏名

連絡先

役割

★事故発生時

・ 事故者の救助

→応急処置を促す→応急処置後→（救急車やレスキュー隊がすぐに来ない場合）運搬→医療機関へ引き渡し



応急救護

氏名

連絡先

役割

★事故発生時

・ 負傷者等が出た場合は、直ちに消防に通報し、できる限りの応急救護を行い、安全な場所へ避難させる

・ 負傷者の救護にあたっては、二次災害の発生に十分注意する

・ 多数の負傷者が発生した場合は、会場内に支援を呼びかけるなど、負傷者の救護に最善を尽くす

※事前にAEDなどの救命用具の設置場所確認や救急道具の準備をしておく

・ 事故者の容態のチェックをしながら、悪化させないように保温、体位などに注意する。

・ 応急処置の準備 一応急処置を促す→応急処置後→医療機関へ引き渡し



記録

氏名

連絡先

役割

★事故発生時

・ 安全管理責任者、警察、消防、医療機関、関係団体等との連絡・報告を行う。

・ 事故が発生したときの状況、事故者の概要などを記録しておく。

・ 随時、状況を把握（記録）しながら、各機関と連絡をとり、連携を図る。

その他（メモ）

緊急時連絡網

区分

名称・担当者等

連絡先

医療機関

消防・救急

警察

保健所

施設管理者

保険会社

顧問弁護士

広報担当

●●●●

個人情報のため取り扱い注意

個人情報のため取り扱い注意

[illegible]

和泉市指定文化財の指定の諮問について

文化遺産活用課

令和7年7月31日に開催する和泉市文化財保護審議会において、以下の文化財を市指定文化財の指定候補として諮問する。

(諮問第1)

種 別 有形文化財(考古資料)
 名 称 惣ヶ池遺跡出土小形仿製鏡
 員 数 1点
 所 有 者 和泉市教育委員会
 保 管 者 和泉市教育委員会
 時 代 弥生時代後期
 法 量 直径 6.4 cm(正円形に近い)、厚み 1.2~2.3 mm(鈕部分は 4 mm)
 重 量 14.5g(大半が緑青であり、中心にのみメタル部分が残る)
 説 明

惣ヶ池遺跡は、和泉市の北部を南北に縦断する信太山丘陵の標高約 50~60m 地点に立地する高地性集落である。高地性集落とは、今から約 2000 年前に、山頂や丘陵の尾根に築かれた集落を指す。惣ヶ池遺跡も平地からの比高差は 40~50m あり、遺跡からは大阪湾を挟んで北側の六甲山系、西側の淡路島などが望め、非常に眺望に優れている。

惣ヶ池遺跡出土小形仿製鏡*1(以下、惣ヶ池鏡)は、令和3(2021)年度に行った市道信太5号線の拡張工事に伴う発掘調査で出土した。惣ヶ池鏡は、平面形が楕円形を呈する直径 0.45m のピット状遺構から鏡面を下にした状況で出土し、埋土の状況等から人為的に埋納されたと推測される。

惣ヶ池鏡は、出土した当初、鏡背面の文様などは劣化により不鮮明であったが、3次元計測を応用した画像処理を実施した結果、漢鏡の文様を忠実に模倣した擬銘帯*2 が施されていることが分かった。その他、縁部の幅が狭いことや、鈕の形が半球形であることなどから、近畿地域で最古級の小形仿製鏡と考えられる。

*1小形仿製鏡－漢王朝期に作られた前漢鏡、後漢鏡を真似て弥生時代の日本列島で作られた鏡。

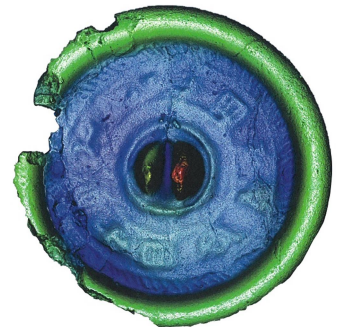
*2擬銘帯－漢鏡に書かれている漢字や文様を模倣して、小形仿製鏡に施された文様。



惣ヶ池鏡出土状況



惣ヶ池鏡 保存処理後



画像処理後

(諮問第2)

種 別 有形文化財(彫刻)

名 称 天部立像

員 数 1 軀

所 有 者 観自在寺

保 管 者 観自在寺

時 代 鎌倉時代

法 量 像高 40.8 cm

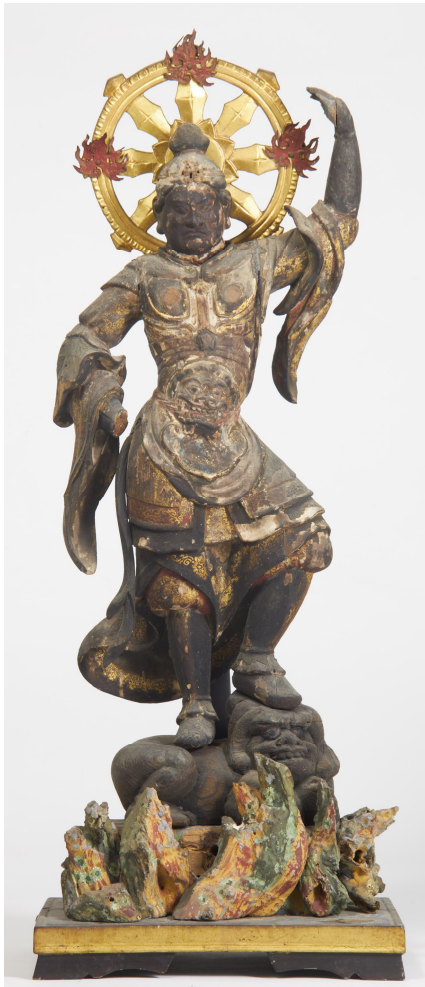
説 明

九鬼町観自在寺に安置される本像は、持国天とも増長天ともいわれるが、確かなことは不明である。

像高は、40.8cm。檜の一材から全体を掘り出したのち、前後に割って内側を削っている。そののち前後の材を矧ぎ合せ、表面には彩色と金箔を施している

顔は正面を向いて腰を右にひねり、左足を邪鬼の頭の上に載せ、右足はやや引いて立つ。右手はひねった腰にあて、左手は上にあげ、おそらく戟を持っていたと思われる。

微妙な身体の動きを的確に表現し、軽やかな動きと玉眼不使用で怒りを抑えた表情などから、鎌倉時代十三世紀、中央の仏師が作成したと考えられる優品である。



令和7年7月31日

和泉市文化財保護審議会
会長 塚田 孝 様

和泉市教育委員会
教育長 大槻 亮 志

和泉市指定文化財の指定について（諮問）

和泉市文化財保護条例第41条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

諮問第1号 和泉市蔵「惣ヶ池遺跡出土小形仿製鏡」を和泉市文化財保護条例第5条に規定する和泉市指定有形文化財（考古資料）に指定することについて

諮問第2号 観自在寺蔵「天部立像」を和泉市文化財保護条例第5条に規定する和泉市指定有形文化財（彫刻）に指定することについて

和泉市指定文化財指定の諮問について

一 覧 表

	種 別	名 称	員数	所 在 地	所有者	備 考
1	考古資料	惣ヶ池遺跡出土 小形仿製鏡	1 点	和泉市まなび野2－4 いずみの国歴史館	和泉市	弥生時代
1	彫刻	天部立像	1 躯	和泉市九鬼町175	観自在寺	鎌倉時代

第6次和泉市総合計画 (骨子案)

令和 7 年 6 月

目 次

計画の概要.....	1
【第1節】 総合計画策定の目的.....	1
【第2節】 計画の期間と構成.....	2
計画策定の背景	3
【第1節】 和泉市の歩み	3
【第2節】 本市をとりまく時代潮流	4
めざすべきまちの姿.....	6
【第1節】 将来都市像	6
【第2節】 まちづくりの基本目標.....	7
【第3節】 横断的な視点.....	8
【第4節】 地域の特性.....	9
本計画の体系.....	10
【基本目標1 居心地よさを実感できる、住み続けたいと思えるまちの実現】.....	11
【基本目標2 安心して自分らしく過ごすことができるまちの実現】.....	14
【基本目標3 互いに助け合い、学び、市民がまちを創るまちの実現】.....	17
【基本目標4 いつまでも安定した行政サービスを提供できるまちの実現】.....	19
資料編	21
【第1節】 和泉市の人口推計	21
【第2節】 和泉市の産業構造.....	22
【第3節】 市民の意識(市民アンケートの調査結果)	26

計画の概要

【第1節】 総合計画策定の目的

本市では、昭和 48 年(1973 年)に「にんげん回復のまちづくり」の実現を目標に、行政運営の総合的な指針として総合計画をはじめて策定しました。その後、第2次計画から第4次計画を経て、平成 28 年(2016 年)には、「第 5 次和泉市総合計画」を策定し、「定住志向の向上」と「交流人口の拡大」をめざしたまちづくりに取り組んできました。

この間、本市においては、和泉市立総合医療センターをはじめ、中央消防署や消防本部の整備、市役所新庁舎の建て替えなどにより都市基盤を充実させてきたほか、施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の整備、こども医療費助成の拡充など教育・子育て環境の充実、高齢者のおでかけ支援事業等による高齢者の社会参加促進のための支援など、時代の潮流を踏まえながら市民にとって暮らしやすいまちとするための施策を推進してきました。

しかしながら、近年、本市の人口は減少傾向にあります。平成 27 年に策定した「和泉市人口ビジョン」では、上位・下位の2つの推計を示し、上位推計の達成を目標に取り組んできたものの、実際にはその中間の水準を推移する結果となりました。また、この総合計画の検討にあたり策定した令和6年度版の人口ビジョンにおいても、人口は大きく減少し、特に生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加により、高齢化率は急速に上昇していくことが予測されています。

今後、本市をとりまく社会経済環境は、DX をはじめとする情報通信技術の急速な進展やグローバル化により大きく変化することが見込まれます。それに伴い、今以上に市民のライフスタイルも多様化・複雑化するため、行政には変化に迅速かつ柔軟に対応することが求められ、各政策分野における個々の計画の重要性は一層高まっています。

このような状況のもと、新たな総合計画の策定にあたっては、既存計画の単なる見直しではなく、本市の特性を深く理解し、既成概念にとらわれないことはもちろん、行政運営の効率化に資するものとする必要があります。そこで、総合計画に市の事業を網羅するのではなく、具体的な事業は政策分野ごとの個別計画に定め、総合計画はそれらの方向性を示す基本目標や施策等に特化することで、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対し迅速かつ柔軟に対応することをめざします。そして、本市のめざすまちづくりを市民に分かりやすく示し、市民が愛着と誇りを持ち、ともに発展していけるような「まちづくりの大きな方向性を示す羅針盤」としてここに第6次総合計画を策定します。

【第2節】 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

第6次和泉市総合計画の計画期間は、令和 8 年度(2026 年度)を初年度とし、令和 15 年度(2033年度)までの 8 年間とします。

(2) 計画の構成

第6次和泉市総合計画は、「将来都市像」、「基本目標」、「施策」で構成し、本市のめざすべき将来都市像に向けて実施していく施策の方向性を示します。

具体的な事業については、本計画で示す施策方針を受け、各種の個別計画で示します。

<将来都市像>

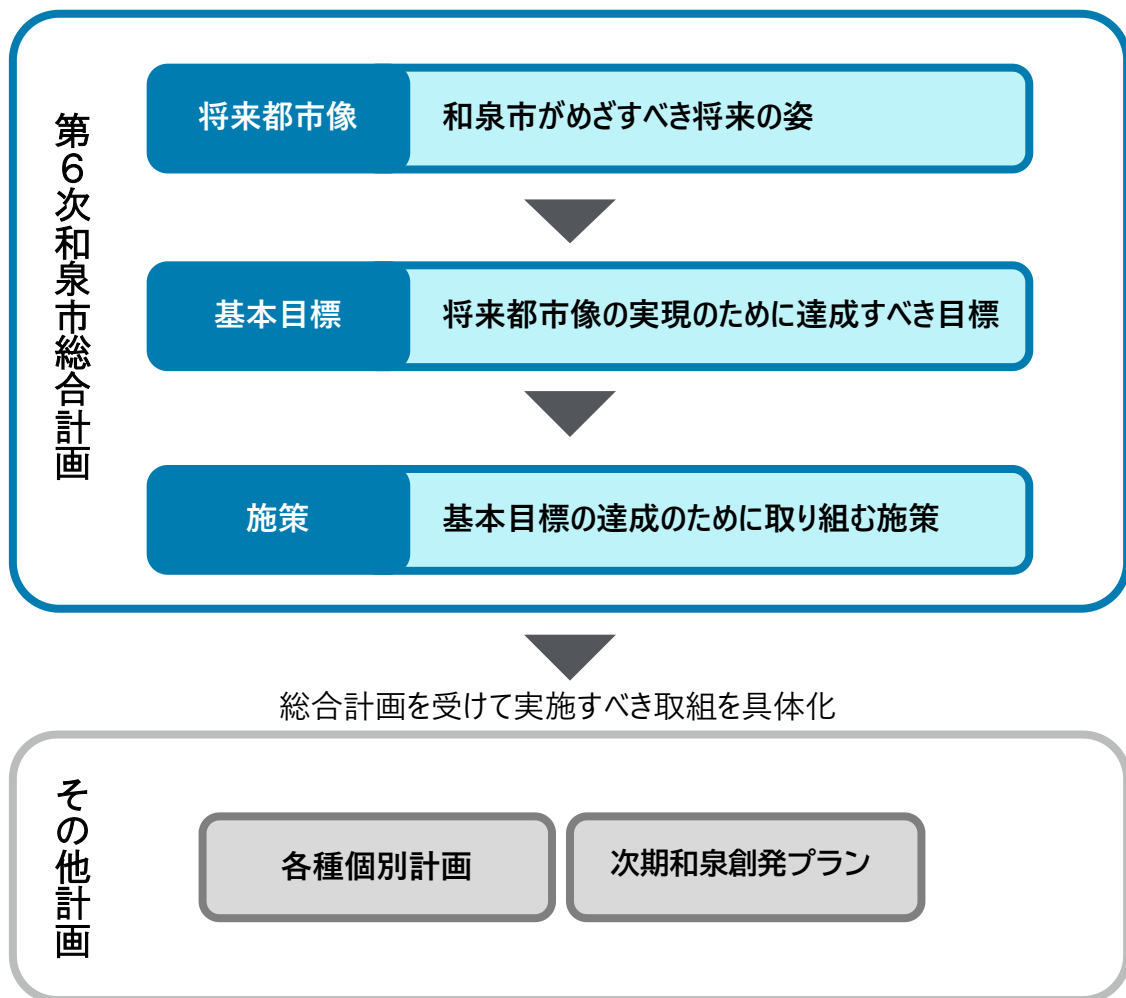
8 年間の計画期間で本市がめざすべき将来の姿を示します。

<基本目標>

将来都市像の実現のために達成すべき目標を示します。

<施策>

基本目標を達成するために取り組む施策の方針と、施策ごとの数値目標を示します。



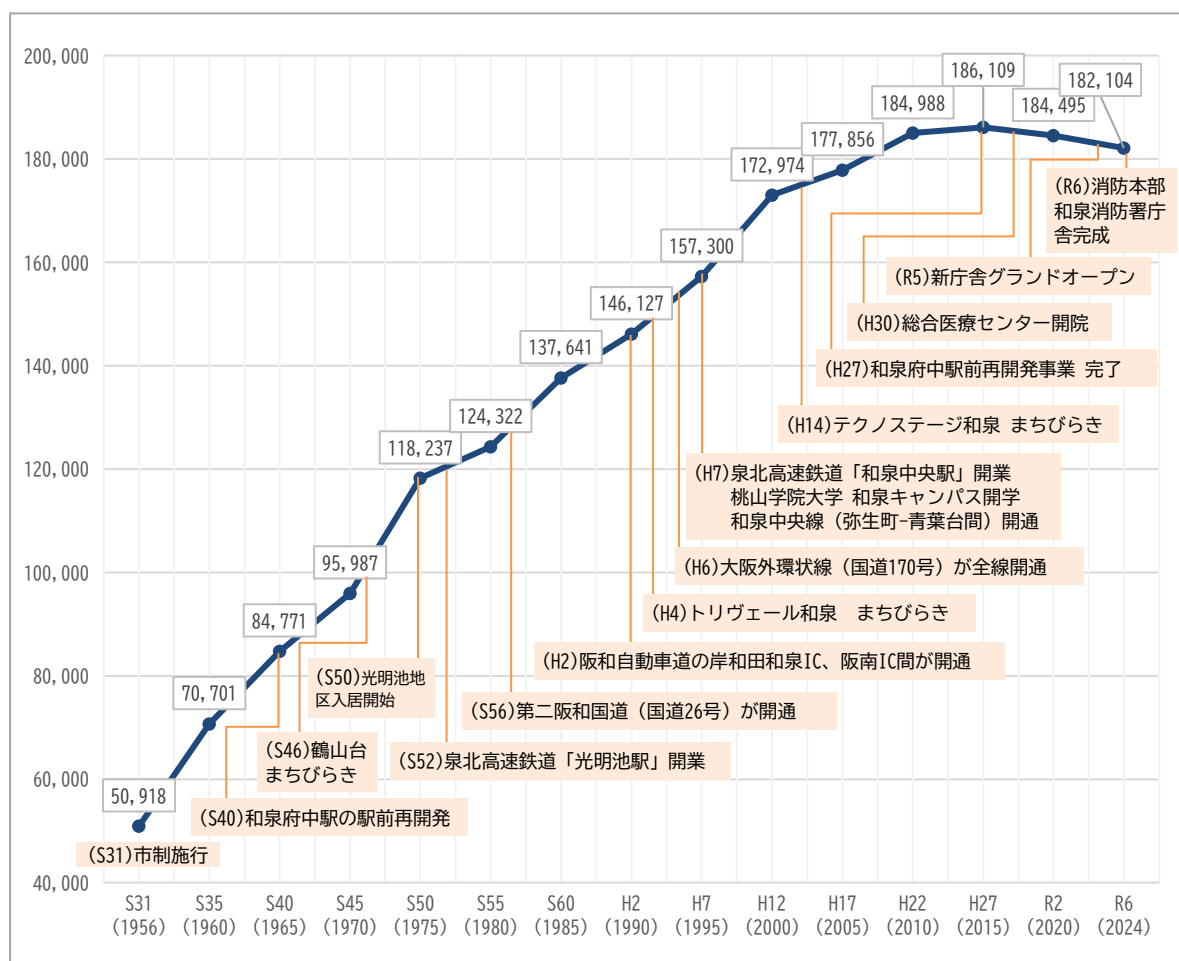
計画策定の背景

【第1節】和泉市の歩み

本市は、大阪府南部の泉州地域に位置し、東西 6.9 キロメートル、南北 18.8 キロメートルと細長く、面積 84.98 平方キロメートル、南は和泉山脈和歌山県境、北は堺市、高石市に、西は泉大津市、岸和田市、忠岡町に、東は河内長野市に接しています。

本市は、昭和 31(1956)年に市制が施行されて以降、第2次ベビーブームや「鶴山台団地」、「トリヴェール和泉」のまちびらきなどにより人口を増加させ、平成 7(1995)年 4 月には「和泉中央駅」が開業し「桃山学院大学」が開学するなど、着実な都市開発を進めてきました。その後も「テクノステージ和泉」の開発などのまちづくりを進め、平成 27(2015)年のピーク時には人口が約 18 万 6 千人となりました。近年は全国的な傾向と同様、人口は減少傾向にありますが、和泉市立総合医療センターや市役所新庁舎、消防本部・消防署新庁舎の整備など、よりよい暮らしのためのまちづくりを進めています。

グラフ 本市の人口の推移（単位：人）



国勢調査による 10 月1日人口

ただし、昭和 31 年は9月1日(市制施行日)現在で外国人を除いた人口

また、令和6年は 9 月 30 日現在での住民基本台帳人口

【第2節】本市をとりまく時代潮流

(1) 人口の変化

わが国の総人口は、平成 20(2008)年をピークに減少局面に入っており、令和5(2023)年時点で約 1 億 2,435 万人と、ピーク時から約 2.9%減少しており、今後も減少を続ける見込みとなっています。

全国的に人口減少・少子化・高齢化が進むことにより、医療、介護、教育など様々な分野における人材不足が課題となるほか、地域の人口が減少することによる地域経済の低迷が予想されます。また、高齢者の増加により国における医療・介護等の社会保障費が増大すれば、地方交付税制度をはじめとする国から地方への財政支援の減少が想定されるなど、本市にも様々な影響を及ぼす可能性が考えられます。

(2) 防災対策の機運の高まり

近年、能登半島地震をはじめとした地震津波や、台風豪雨、土砂災害など、自然災害が多く発生しています。また、南海トラフ巨大地震への対策として、防災対策への機運は年々高まっています。

地方公共団体においても、公共施設やインフラ設備の老朽化対策、耐震化対策や地域防災のあり方の検討など、有事を見据えた様々な対策が求められています。

(3) SDGs の社会浸透

平成 27(2015)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、この 10 年で広く社会に浸透しました。日本国内においても、国だけでなく、地方自治体や企業など様々な主体が SDGs で掲げられた目標の達成に向けた取組を推進してきました。

SDGs は令和 12(2030)年に一旦の期限を迎えるものの、特に人口減少が著しい日本において、「持続可能であること」の重要性は高まっていくと思われます。本市においても、引き続き誰も取り残さない持続可能なまちづくりを進めていくことが求められます。

(4) カーボンニュートラルの機運の高まり

国においては、令和 2(2020)年 10 月、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」ことを宣言し、令和3(2021)年10月には、地球温暖化対策計画を閣議決定し、令和12(2030)年度において温室効果ガスを平成 25(2013)年度比で 46%削減することを目標として掲げました。さらに、令和7年2月には令和 22(2040)年度に同比 73%削減する目標を国連気候変動枠組み条約事務局に提出しています。

カーボンニュートラルへの機運は地方公共団体においても高まっており、令和 7(2025)年 3 月時点では、本市を含む合計 1,161 自治体が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

(5) デジタル技術の活用による地方創生

近年、AIをはじめとするデジタル技術が日々発展を遂げており、社会をとりまくデジタル技術は目まぐるしく変化しています。国においては、令和 3(2021)年に、デジタル社会をけん引し、未来志向のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する組織としてデジタル庁が発足したほか、令和 4(2022)年 12 月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定(令和 5(2023)年 12 月改訂)し、デジタル技術の活用による地方の社会課題の解決、地方活性化の実現を図っています。

地方においても、働き手の不足や過疎地域への行政サービスの提供など、人口減少による様々な課題に対する対応としての DX の推進が求められています。今後、ますますの発展が見込まれるデジタル技術を柔軟に取り入れ、社会課題の解決、地方の魅力向上に努めていくことが重要です。

(6) 地域コミュニティの希薄化

町会・自治会などの地縁団体は長く地域コミュニティの核として機能してきましたが、核家族・共働き家庭の増加や住民の価値観の変容など、様々な要因により加入率が低下し、令和7(2025)年度の町会・自治会加入率は42.2%となっています。

一方で、地域福祉や子育て支援、災害対策など、複雑化する地域課題への対応においてコミュニティの必要性は高まっています。今後、人口減少が進行していくことが予想される中、地域住民一人ひとりの役割や、持続可能な地域コミュニティの在り方を考えていく必要があります。

(7) ウェルビーイング(Well-being)の重要性の高まり

ウェルビーイング(Well-being)は、「身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」を意味する言葉であり、一人ひとりが、身体的に健康であるだけでなく、様々な人や社会とのつながりの中で心豊かに幸福を実感できることを表す概念です。人々の価値観の変容により、経済的な豊かさを示す GDP だけでは計測できない個人の主観的な豊かさに注目が集まり、近年、重要な価値基準となりつつあります。

地方公共団体においても住民のウェルビーイングを高める取組の重要性が増しており、様々な施策分野においてウェルビーイングの概念が導入され始めています。

(8) 物価高騰

わが国の消費者物価は、戦後の高度経済成長やバブル経済を経て大幅に上昇したのち、1998 年以降デフレ経済期に突入してからは大きな物価高騰はなく、横ばいで推移していました。しかし、近年、新型コロナウイルスによる経済混乱からの回復やロシアによるウクライナ侵攻に起因するエネルギー、原材料価格の高騰、円安による輸入コスト増加など複数の影響により、令和3(2021)年以降大幅に高騰しています。こういった物価高騰は、市民の日常生活に大きな影響を与え、生活困窮や消費の抑制などにつながっているほか、建設コストの高騰など、地方公共団体における公共事業においても大きな影響を与えています。

めざすべきまちの姿

【第1節】 将来都市像

「本市を取り巻く時代潮流」で見たとおり、本市を取り巻く状況は日々変化を続けていますが、今後の和泉市のめざすまちのすがたを考えたときに最も大きな問題となるのは「人口の変化」と考えています。人口減少・少子高齢化は、税収の減少や人材不足だけでなく、まちの活力を損ねてしまう要因であり、最も優先的に取り組むべき課題と捉えています。全国的に進展するこの課題に向けて、本市に住む人が本市をもっと好きになり、その声が「選ばれるまち」として新たな和泉市民を生み出し、本市をこれからも持続的に発展できるまちにしていきたい。将来都市像には、そのような本市の思いを込め、次のとおり設定しました。

住めば住むほど好きになる ちょうどいいまち 和泉

将来都市像が思い描く「ちょうどいい」まちのすがたは次のとおりです。

①地理的・環境的に「ちょうどいい」

大阪都心への良好なアクセスは、通勤や通学の利便性が高く、また大阪市内まで外出せずとも魅力ある商業施設が立地するなど、都会の利便性を持ちながら、里山や農地といった豊かな自然も身近に広がり、都市と自然の魅力が調和した「ちょうどいい」まちが実現されています。

②暮らしの質が「ちょうどいい」

安心して子どもを育てることができ、誰もが必要な学びを得て、喜びや生きがいを感じることができるまちです。誰もが自立した生き方を送ることができるとともに、必要になった時には、適切な福祉や医療・介護サービスを受けることができます。

必要な生活インフラが充実し、それぞれのライフステージや多様な価値観に応じた暮らしを送ることができる「ちょうどいい」まちです。

③人とのつながりが「ちょうどいい」

出会えば笑顔であいさつを交わし、個人が尊重され、困った時には気軽に相談でき、支え合うことのできる温かさを感じられるコミュニティが形成された「ちょうどいい」まちとなっています。

市民一人ひとりが、自分らしい幸せを見つけ、かけがえのない故郷として愛し続ける和泉市にしていきたい。本市は、誰もがそれぞれの個性を輝かせ、性別や年齢、背景に関わらず互いに尊重し合いながら、ともに豊かな未来を創り上げていける、「ちょうどいい」まちをめざします。

【第2節】まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向け、めざすべきまちの目標を以下のとおり設定します。

基本目標1 居心地よさを実感できる、住み続けたいと思えるまちの実現

本市の強みである良好な住環境・自然・産業を活かし、誰もが憧れ、住みたいと思うような、居心地よく住み続けることができるまちをめざします。出産・子育てしやすい環境づくりや、生活に欠かせないインフラの整備、都会と自然が調和したまちづくりに取り組みます。また、企業や産業の活性化により、雇用とつなげ、働く場所の拡充による多様な生き方の実現にも取り組みます。また、文化施設等の充実により市の魅力づくりに取り組みます。

基本目標2 安心して自分らしく過ごすことができるまちの実現

誰もが心身ともに健康で、人権が尊重され、安心して自分らしく活躍できるまちをめざします。自然災害や様々な危機事象が起こった場合でも、市や関係機関、市民が連携しながら、適切かつ迅速な対応を行い、安全・安心が確保されるように取り組みます。また、緊急時だけではなく、日々の暮らしにおいても、誰もが尊重され、困ったときには相談でき、支援が受けられるような仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 互いに助け合い、学び、市民がまちを創るまちの実現

生涯学習や文化振興、市民活動をきっかけに本市への誇りや愛着を醸成し、市民自らがまちの担い手として活躍できるまちをめざします。新たな価値観や世界に触れ、社会や地域に貢献できるように、こどもから高齢者まで、広く学びの機会を提供します。市民それぞれが主体性をもって、お互いに尊重しあい、困ったときには快く助け合えるまちづくりを推進します。

基本目標4 いつまでも安定した行政サービスを提供できるまちの実現

人口動態や世情の変化を捉え、その時々ニーズに沿った施策や事業を行うことのできる持続可能なまちをめざします。財政状況のさらなる改善のため、財政状況に応じた効率的・効果的な行政運営を行い、施設の複合化や民間活力等を用いて、公共施設の量と質の最適化を図ります。また、時代の潮流を踏まえてデジタル技術なども活用した業務改革に取り組むとともに、変革を生みだす人材を育成します。

【第3節】横断的な視点

本市が、まちづくりの目標達成に向けて政策を実施するにあたり、政策横断的に持つべき3つの視点を設定します。

(1) デジタル技術の活用によるチャレンジングな政策実施

今後の急速な技術革新に順応し、行政サービスに柔軟にデジタル技術を取り入れていくことは、行政サービスの効率化、市民の利便性向上に資するものであり、すべての政策にとって重要なこととなります。

本市では、政策の実施にあたり、既存の手法や従来の価値観にとらわれず、デジタル技術の活用を積極的に検討し、市民にとってよりよい政策にチャレンジしていきます。

(2) 協働によるまちづくり

人口が減少し、一人ひとりの価値観が多様化している現在においては、地域課題や市民ニーズも複雑化しており、従来の行政主導のまちづくりではすべてに対応していくことは困難になりつつあります。よりよい和泉市を作り上げていくためには、行政のみでなく、市民や団体、事業者等がそれぞれ和泉市の将来を自分事として捉え、まちづくりに参画していくことが重要です。

本市では、多様な主体により和泉市を作り上げていけるよう、既存の枠組みや組織の垣根を越えたまちづくりに参加しやすい環境や仕組みを検討し、地域の力を活かしたまちづくりに取り組みます。

(3) 持続可能な都市経営

人口減少による税収減少や人件費の高騰、物価高などにより、市の財政状況がますます厳しくなっていくことが想定されます。その中で、歳入歳出の改善や事業のスクラップ・アンド・ビルド、他の地方公共団体との連携により、市の財源や人的資源を効率的に活用していくことが求められます。

本市では、政策の各分野において、財政健全化の取組を推進し、持続可能な都市経営をめざします。

【第4節】 地域特性

本市では、「山間部・丘陵部・平野部」と分類することができる土地形成の特徴を活かしつつ、市内を4つの地域に区分のうえ、都市環境と自然環境の調和を図り、市民が利便性や快適性を享受することができるまちづくりに取り組んできました。

今後についても、第3次から第5次計画における4つの地域区分を継承することとし、地域特性を活かしてまちの魅力を向上させることにより、交流人口の拡大を図るとともに、地域への誇りと愛着を醸成し、定住志向の高いまちをめざします。



(1) 北西部

公共施設や医療施設、商業施設などの集積が見られるなど、古くから本市の都心としての役割を果たしており、歴史文化遺産や古くからのまちなみが残る地域です。本地域では、今後も都市拠点としての都市機能の充実や交通利便性、防災性の向上、良好な住環境の形成を図るとともに、緑豊かな環境や地域資源を活かしたまちづくりが求められます。

(2) 北部

多くの歴史文化遺産や社寺、豊かな自然環境を有しており、市街地には公営住宅などの住宅団地が多く立地する地域です。本地域では、利便性の高い良好な住宅地の環境を整えるため、駅周辺を中心とした基盤整備の推進及び老朽化が進む住宅団地の再編を行うことに加え、宅地開発などを適切に規制誘導することが求められます。また、豊富な自然資源及び歴史的資源を活用した地域活性化の取組が求められます。

(3) 中部

和泉中央駅周辺には商業・行政などの都市機能、阪和自動車道の岸和田和泉インターチェンジ周辺には産業・商業機能が集積するとともに、公園・緑地などの自然環境が豊かな地域でもあります。本市の新都心として、都市機能や産業機能、また文化施設や大学などが集積する「まなび」の拠点として更なる充実が求められます。また、5つの中学校区を抱える大きな本地域は、計画的に開発されたニュータウンと古くからの市街地が混在しています。転入超過が続く地区と高齢化や転出等により人口減少が進んでいる地区があり、良好な住環境の維持向上に努めるとともに、地域の特色を活かした魅力を創出していくことが求められます。

(4) 南部

自然環境と歴史的資源が豊かで、市内外からの来訪を期待できる施設・地域資源に恵まれた地域です。谷筋には集落や田畑が分布しており、この自然環境を活かした特色ある教育が展開されています。本地域では、山林等の貴重な自然環境・観光資源を保全・活用しつつ、国道170号沿道における土地利用を推進するとともに、地域活性化や移住・定住促進など、人口減少を抑制し、コミュニティを維持するための取組が求められます。

本計画の体系

基本目標		施策
1	居心地よさを実感できる、 住み続けたいと思える まちの実現	①結婚・出産・子育ての希望を叶える仕組みづくり
		②市の魅力づくりと移住・定住の促進
		③豊かな自然環境の保護・保全
		④充実したインフラ整備
2	安心して自分らしく 過ごすことができる まちの実現	⑤市内企業・産業の活性化
		⑥災害に強いまちづくり
		⑦安心して暮らせるまちづくり
		⑧人権と多様性を尊重するまちづくり
		⑨いつでも頼れる制度整備
3	互いに助け合い、学び、 市民がまちを創る まちの実現	⑩心身の健康づくりの推進
		⑪誰もが健やかなこども時代を過ごせる環境整備
		⑫世界で活躍できる教育環境づくり
4	いつまでも安定した住 民サービスを提供でき るまちの実現	⑬市民自らがまちを愛し、まちの担い手として活躍できる仕組みづくり
		⑭まちの歴史・文化を守り、学び、活かす機会の提供
		⑮持続可能なまちづくりに向けた行財政運営
		⑯公共施設や市有財産の効果的な活用

将来都市像

【基本目標1 居心地よさを実感できる、住みたいと思えるまちの実現】

施策番号1 結婚・出産・子育ての希望を叶える仕組みづくり

- 施策の方針
 - ・ 結婚・出産・子育ての希望を叶えるため、結婚支援や、子育てのきめ細やかな相談体制、支援の充実に取り組みます。
 - ・ こどもたちが安心して健やかに成長できる保育環境づくりに取り組みます。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 和泉市こどもまんなか計画

施策番号2 市の魅力づくりと移住・定住の促進

- 施策の方針
 - ・ 来訪促進と交流人口の拡大を図るため、地域資源の魅力を高めるとともに、文化施設等の充実を図ります。
 - ・ 移住・定住を促進し、地域の活性化を図ります。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ (仮称)和泉市来訪促進アクションプラン
 - ・ 和泉・久保惣ミュージアムタウン構想
 - ・ 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画

施策番号3 豊かな自然環境の保護・保全

- 施策の方針
 - ・ 豊かな自然環境の保護と、生物多様性の保全に取り組みます。
 - ・ 良好な生活環境を維持するとともに、ごみの減量やリサイクルの推進などの脱炭素化に取り組みます。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画

- ・ 第3次和泉市環境基本計画
- ・ 和泉市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 和泉市鳥獣被害防止計画
- ・ 和泉市森林整備計画

施策番号4 充実したインフラ整備

- 施策の方針

- ・ 各地域の拠点に生活利便施設などの都市機能を誘導し、それらの地域間を結ぶ公共交通サービスの充実を図ります。
- ・ 居心地が良く住み続けることができる住環境の形成・誘導や美しい景観づくりを促進します。
- ・ 上下水道などの暮らしを支える生活インフラの整備や適切な維持管理に取り組みます。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画

- ・ 第2次和泉市都市計画マスタープラン
- ・ 和泉市立地適正化計画
- ・ 和泉市地域公共交通計画
- ・ 和泉市交通バリアフリー基本構想
- ・ 和泉市景観計画
- ・ 和泉市水道ビジョン・経営戦略
- ・ 和泉市営住宅長寿命化計画
- ・ 和泉市みどりの基本計画

施策番号5 市内企業・産業の活性化

- 施策の方針
 - ・ 市内企業の振興に取り組み、地域の産業や経済の活性化と市内雇用の拡大につなげます。
 - ・ ふるさと元気寄附事業や、魅力ある地域資源を活かした市内への来訪促進に取り組みます。
 - ・ 農林業の担い手を発掘・育成し、産業として維持・発展できるよう取り組みます。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 和泉市 6 次産業化戦略プラン
 - ・ 和泉市農業経営基盤強化促進基本構想
 - ・ 和泉農業振興地域整備計画
 - ・ 和泉市酪農近代化計画

【基本目標2 安心して自分らしく過ごすことができるまちの実現】

施策番号 6 災害に強いまちづくり

- 施策の方針
 - ・ 災害や危機事象の発災時に適切・迅速に対応できるように整備や計画づくりを進めます。
 - ・ 行政だけでなく、各種団体や市民が主体となって日常から防災の担い手となるような仕組みを構築します。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 和泉市国土強靱化地域計画
 - ・ 和泉市地域防災計画
 - ・ 和泉市国民保護計画
 - ・ 和泉市上下水道耐震化計画
 - ・ 和泉市耐震改修促進計画
 - ・ 和泉市災害廃棄物処理計画

施策番号7 安心して暮らせるまちづくり

- 施策の方針
 - ・ 行政、市民、各種団体が連携した防犯活動による防犯意識の向上や、防犯体制・防犯環境の整備などにより、安心できるまちづくりに取り組みます。
 - ・ 空き家の適正管理や活用を促進することにより、発生を抑制し、老朽化等によるリスクを発生前に解消します。
 - ・ 市民の安心を守るため、救急・消防体制の維持強化に努めます。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 和泉市空き家等対策計画

施策番号8 人権と多様性を尊重するまちづくり

- 施策の方針
 - ・ 誰もが差別なく、お互いの人権や多様性を尊重しあえるよう、人権施策や男女共同参画施策、教育・啓発、相談に取り組みます。
 - ・ 市・関係機関・事業者・地域などが連携して、支援が必要な人と支援をつなぎ、地域共生社会の実現に取り組みます。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 和泉市人権行政基本方針
 - ・ 和泉市人権教育・啓発推進計画
 - ・ 和泉市男女共同参画行動計画(オアシスプラン)
 - ・ 和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(DV 防止基本計画)

施策番号9 いつでも頼れる制度整備

- 施策の方針
 - ・ 日常生活を送る上で生じた困りごとを相談でき、経済的な困窮時には就労支援など、自立につながるように適切な支援を行います。
 - ・ 地域住民や企業、各関係機関の連携強化により行政サービスが一体的に受けられるなど、包括的な支援体制の強化を図ります。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 第5次和泉市地域福祉基本・活動計画
 - ・ 和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
 - ・ 和泉市障がい福祉計画・和泉市障がい児福祉計画
 - ・ 和泉市障がい者計画

施策番号 10 心身の健康づくりの推進

- 施策の方針
 - ・ こどもから高齢者まで心身ともに健康を維持できるよう、病気の早期予防・早期発見に取り組めます。
 - ・ 健康に関する相談や、生活習慣改善の支援、スポーツの推進などの健康増進施策に取り組み、必要なときには安心して医療を受けられる体制を整備します。
 - ・ 市民が安心して医療や介護サービスを受けられるよう国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度を適正に運営します。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 第 4 次健康都市いずみ 21・食育推進計画
 - ・ 和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
 - ・ 和泉市国民健康保険第 4 期特定健康診査等実施計画及び第 3 期データヘルス計画
 - ・ 第 2 次のちを支える和泉市自殺対策計画
 - ・ 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画
 - ・ 和泉市こどもまんなか計画

施策番号 11 誰もが健やかなこども時代を過ごせる環境整備

- 施策の方針
 - ・ こどもが生まれる前から大人に成長するまで、こどもや家庭への切れ目ない支援体制や貧困・児童虐待などへの予防的支援体制の充実を図るとともに、こどもを地域で育み・見守る環境を整備します。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 和泉市こどもまんなか計画

【基本目標3 互いに助け合い、学び、市民がまちを創るまちの実現】

施策番号 12 世界で活躍できる教育環境づくり

- 施策の方針
 - ・ 児童生徒が学力の向上をはじめとして、生きる力を身に付け、心身ともに健やかに成長できる環境を提供します。
 - ・ 個別最適・協働的な学びの実現とともに、誰もが安心して生き生きと過ごせる学校づくりに取り組みます。
 - ・ 安全安心で快適な教育環境を整備するとともに、児童生徒にとってよりよい学びの環境を確保します。
 - ・ 教育人材の確保や教員の働き方の改善に努め、教育の質の維持向上をめざします。

● 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 第4次健康都市いずみ21・食育推進計画
 - ・ 和泉市教育施設等長寿命化計画
 - ・ 和泉市学校教育情報化推進計画

施策番号 13 市民自らがまちを愛し、まちの担い手として活躍できる仕組みづくり

- 施策の方針
 - ・ 市民それぞれが主体性をもって、共助の関係性を育み、まちの担い手となるための意識醸成に取り組みます。
 - ・ 町会、自治会をはじめとした市民活動団体を支援することで、助け合いが生まれるような仕組みづくりに取り組みます。

● 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 第5次和泉市地域福祉基本・活動計画

施策番号 14 まちの歴史・文化を守り、学び、活かす機会の提供

- 施策の方針
 - 文化財を保全するとともに、歴史や文化を広く伝え、市への愛着の醸成につなげます。
 - 世代問わず学び続け、新たな世界や価値観に触れ合えるように多様な学びの機会を提供します。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画
 - 史跡池上曽根遺跡保存活用計画

【基本目標4 いつまでも安定した行政サービスを提供できるまちの実現】

施策番号 15 持続可能なまちづくりに向けた行財政運営

- 施策の方針
 - ・ 行政が保有する資産や情報を適正に管理するとともに、公正公平な業務執行を行います。
 - ・ 税収の確保に努めるとともに、安定した財政運営を行います。
 - ・ 積極的なデジタル技術の活用と、変革を生み出す市職員の育成をすすめ、行政手続の効率化や業務改革に繋がります。
 - ・ 複雑化、多様化、さらに広域化している様々な課題に対して、国や府、近隣市町村との連携を強化します。

- 重要目標達成指標

KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 和泉市 DX 推進ビジョン
 - ・ 和泉市人材育成基本方針
 - ・ 和泉市障がいのある職員の活躍推進計画
 - ・ 和泉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

施策番号 16 公共施設や市有財産の効果的な活用

- 施策の方針
 - ・ 公共施設の質と量の最適化、都市機能・コミュニティ・地域の在り方等を念頭に、施設の複合化や民間活力の活用、民間施設の誘導に取り組みます。
 - ・ 未利用地の活用を進めるとともに公共施設の維持管理の最適化を図ります。

- 重要目標達成指標

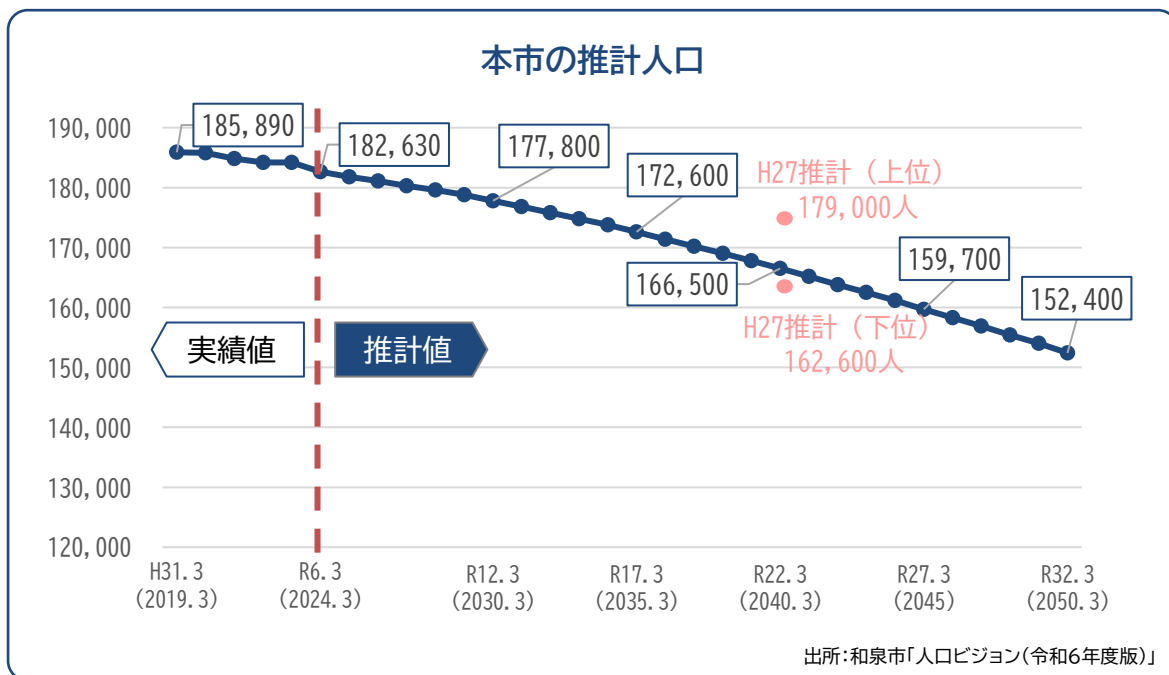
KGI(重要目標達成指標)	現状値	目標値(R15)
(素案策定時に設定)		

- 関連する主な個別計画
 - ・ 和泉市公共施設等総合管理計画
 - ・ 公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針
 - ・ (仮称)富秋中学校区等跡地活用ビジョン
 - ・ 第1期和泉市個別施設計画
 - ・ 公園施設長寿命化計画

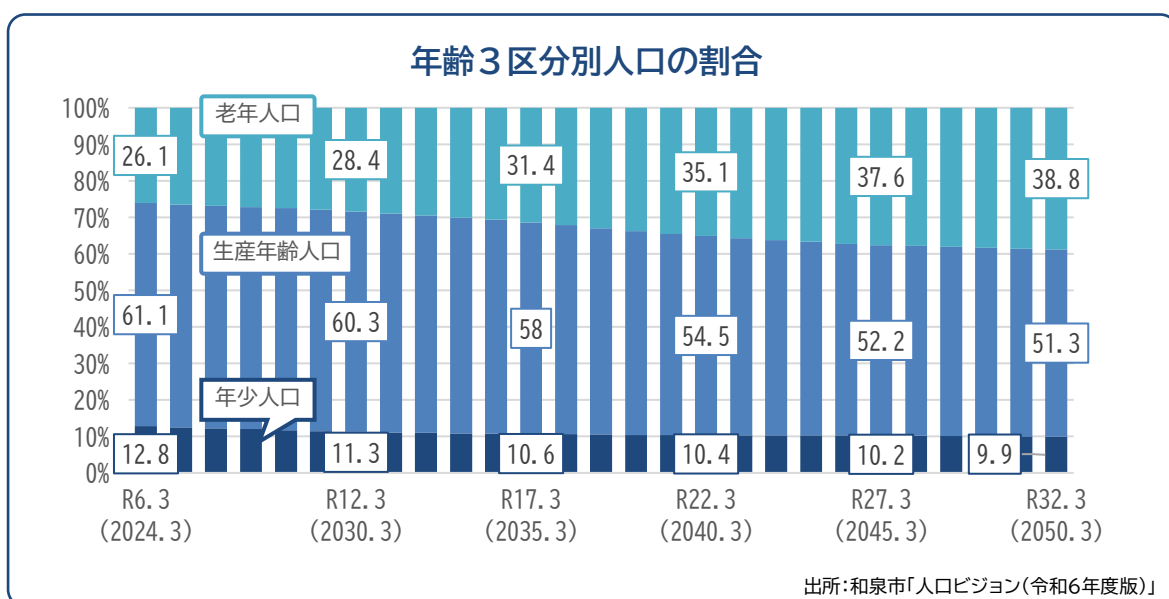
- 水道施設等整備計画
- 和泉市営住宅長寿命化計画
- 和泉市立総合医療センター個別施設計画
- 道路舗装個別施設計画
- トンネル個別施設計画
- 橋梁個別施設計画
- 大型カルバート等個別施設計画
- 和泉市教育施設等長寿命化計画
- 和泉市公共下水道ストックマネジメント計画
- 和泉市木材利用基本方針

【第1節】和泉市の人口推計

本市は、「トリヴェール和泉」を中心としたいわゆるニュータウンの開発により、着実に人口を増加させてきました。しかし、昨今の全国的な人口減少の傾向は和泉市においても例外ではなく、令和6年7月に策定した「和泉市人口ビジョン」における人口推計では、令和6年3月時点で約18.2万人の人口は、26年後の令和32年には約15.2万人まで減少する見通しとなっています。



また、本市の人口推計結果を年齢3区分別人口の割合でみると、令和32年時点では人口の約39パーセントが老年人口(65歳以上)になる見通しです。



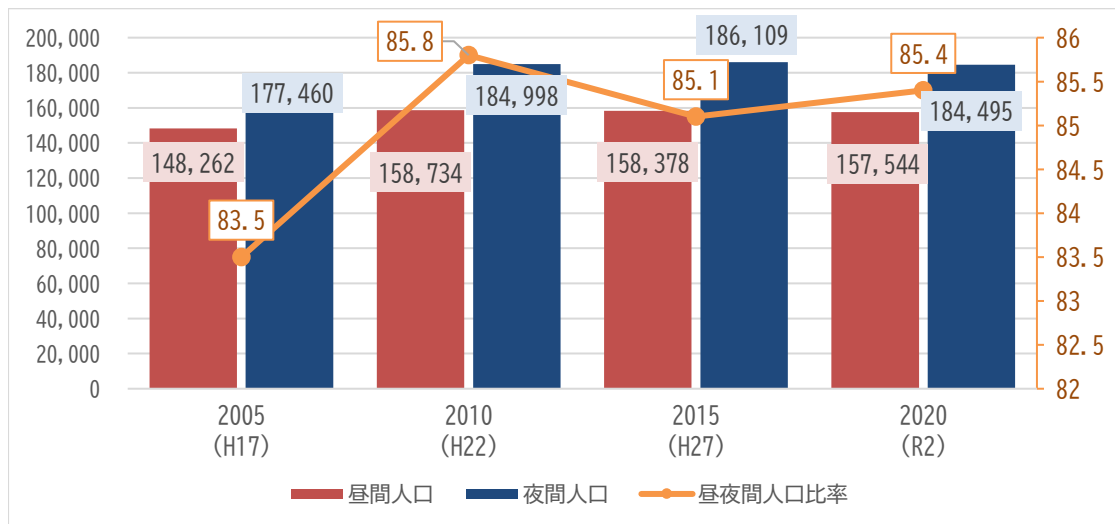
【第2節】和泉市の産業構造

(1) 本市の就業構造の変遷

本市は、昼間人口より夜間人口の多い、いわゆるベッドタウンとしての特徴を有しています。テクノステージ和泉等の産業集積地の整備により、平成 17 年から平成 22 年にかけて昼夜間人口比率が大きく上昇しましたが、近年の昼夜間人口比率は 85%程度で推移しています。

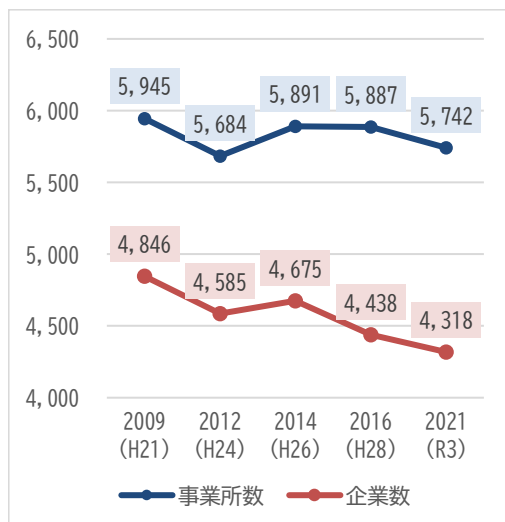
近年は、市内企業数、事業所数ともに減少傾向である一方で、従業者数は上昇を続けています。これは、市内企業及び事業所の大型化が進行し、それら企業及び事業所の従業者数が増加している一方で、中・小規模企業及び事業所の撤退により企業数、事業所数自体は減少しているものと推察されます。

昼間人口・夜間人口、昼夜間人口比率

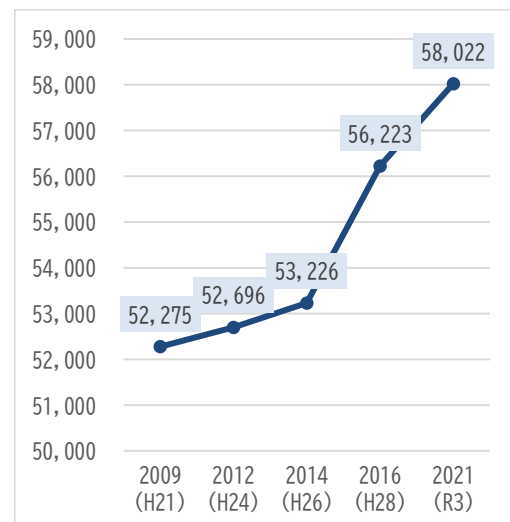


出所：総務省「国勢調査」

企業数・事業所数の推移



従業者数の推移

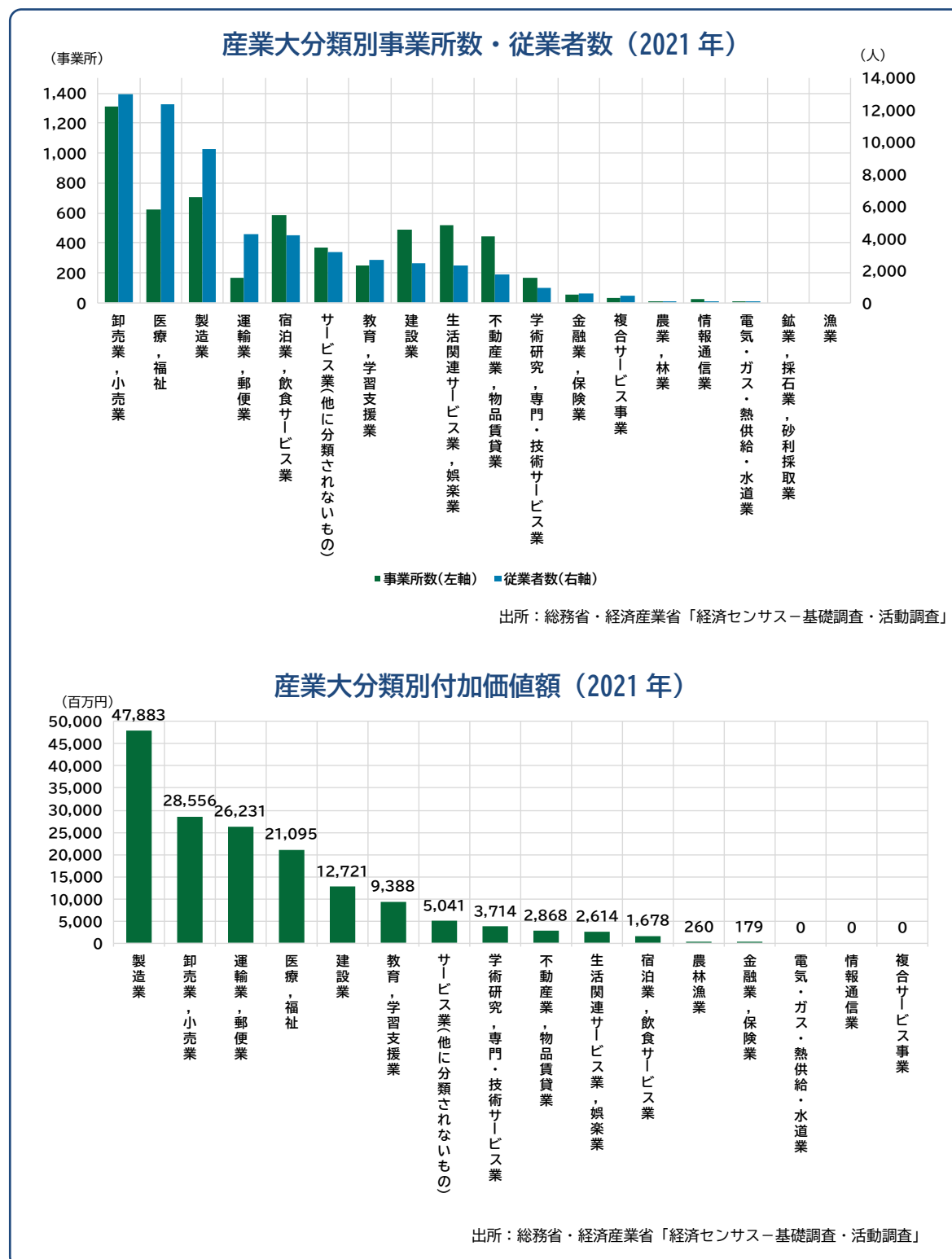


出所：総務省・経済産業省「経済センサス基礎調査・活動調査」

(2) 本市の産業構造

本市の産業構造を事業所数及び従業者数の観点で見ると「卸売業・小売業」が事業所数、従業者数ともに最も多くなっています。従業者数については、次いで「医療・福祉」、「製造業」が多くなっており、これらの産業が本市の雇用環境を支えているといえます。

また、産業ごとの付加価値額を見ると、本市では製造業の付加価値額が高いことがわかります。



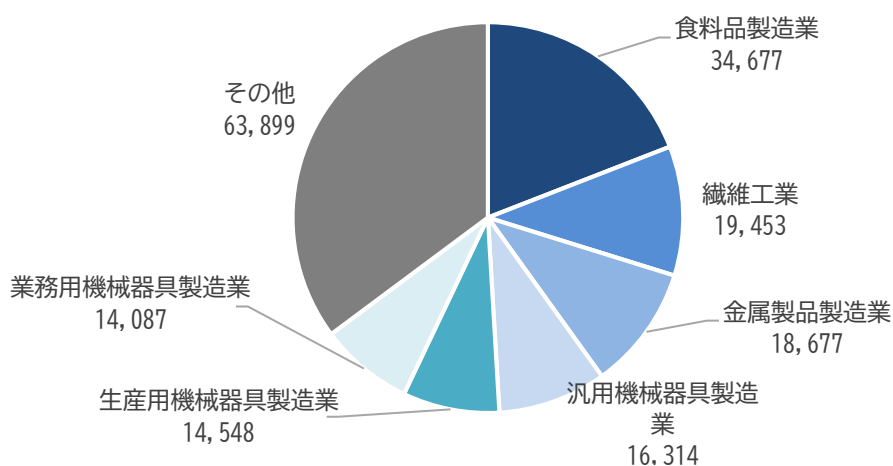
(3) 製造業の産業構造

従業者数、事業所数、付加価値額がいずれも多く、本市の主要産業といえる製造業について、その出荷額の内訳をみると、「食料品製造業」が最も多く、次いで「繊維工業」、「金属製品製造業」と続いています。製造品出荷額等で見れば、本市の製造業は、特定の事業に偏ることなくバランスの良い産業構造となっています。

製造業の出荷額に関する対全国特化係数を見ると、繊維工業の特化係数※が非常に高くなっています。

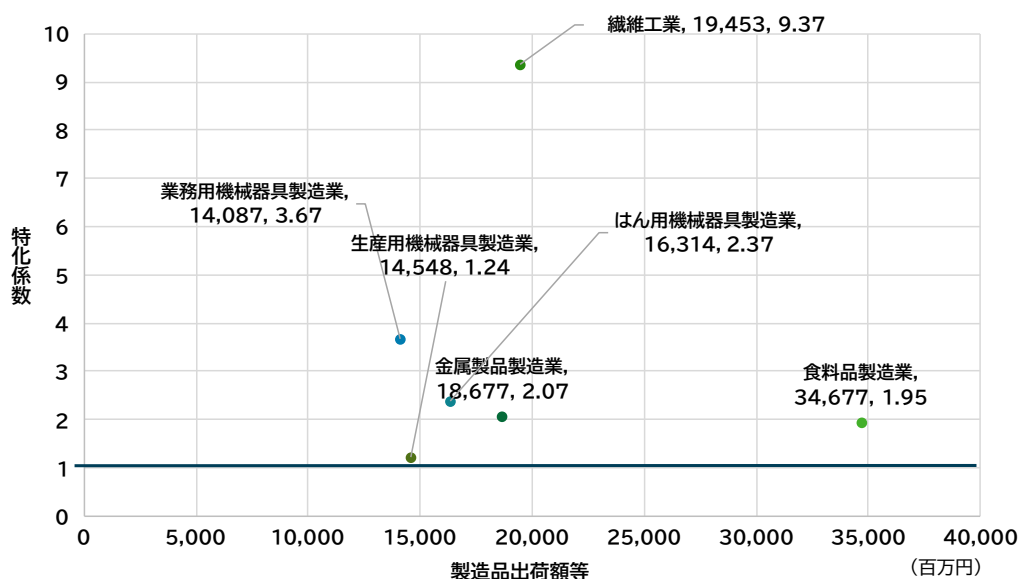
製造品出荷額等（2021 年）

（百万円）



出所：総務省・経済産業省「経済センサス基礎調査・活動調査」

主な製造業中分類の製造品出荷額等と対全国特化係数（2021 年）



出所：総務省・経済産業省「経済センサス基礎調査・活動調査」

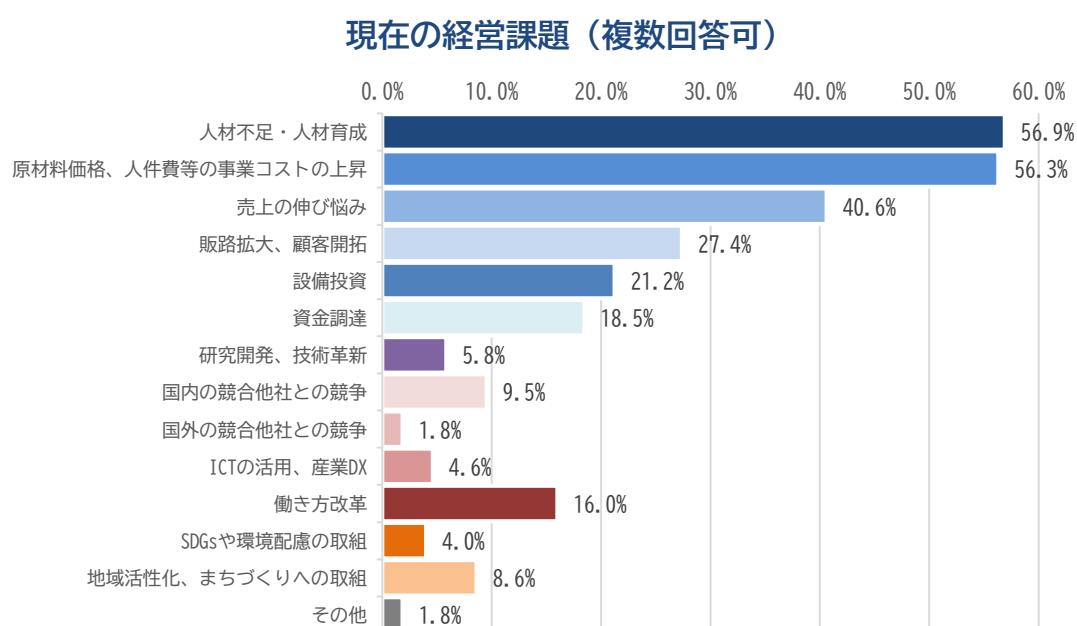
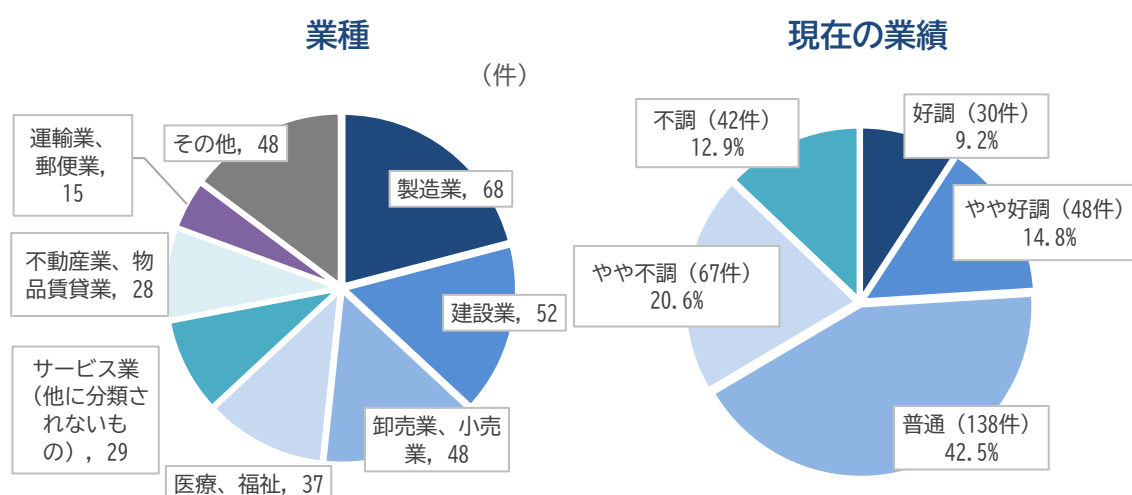
※特化係数：その地域における特定の産業の構成比を、全国の同産業の構成比で割った値。この係数が1より大きい場合、その地域は全国に比べて当該産業に特化していると判断できる。

(4) 和泉市内事業者に対するアンケート

和泉市内で事業を営む事業者の現状を把握し、産業・雇用面に関する課題を抽出するため、以下のとおり事業者アンケートを実施しました。回答事業者に対し、現在の業績について何うと、「普通」と回答した事業者が最も多いものの、「好調」又は「やや好調」と回答した事業者より、「不調」又は「やや不調」と回答した事業者の方が多い結果となりました。

また、事業者に対し、現在の経営課題について何うと、「人材不足・人材育成」、「原材料価格、人件費等の事業コストの上昇」の回答が多いという結果となりました。昨今の人口減少による人材不足や物価の高騰は、本市の事業者にとっても課題となっています。

対象者(基準日)	和泉市内の事業者(令和6年9月時点)
調査期間	令和6年9月26日～10月31日
有効回収数	325件



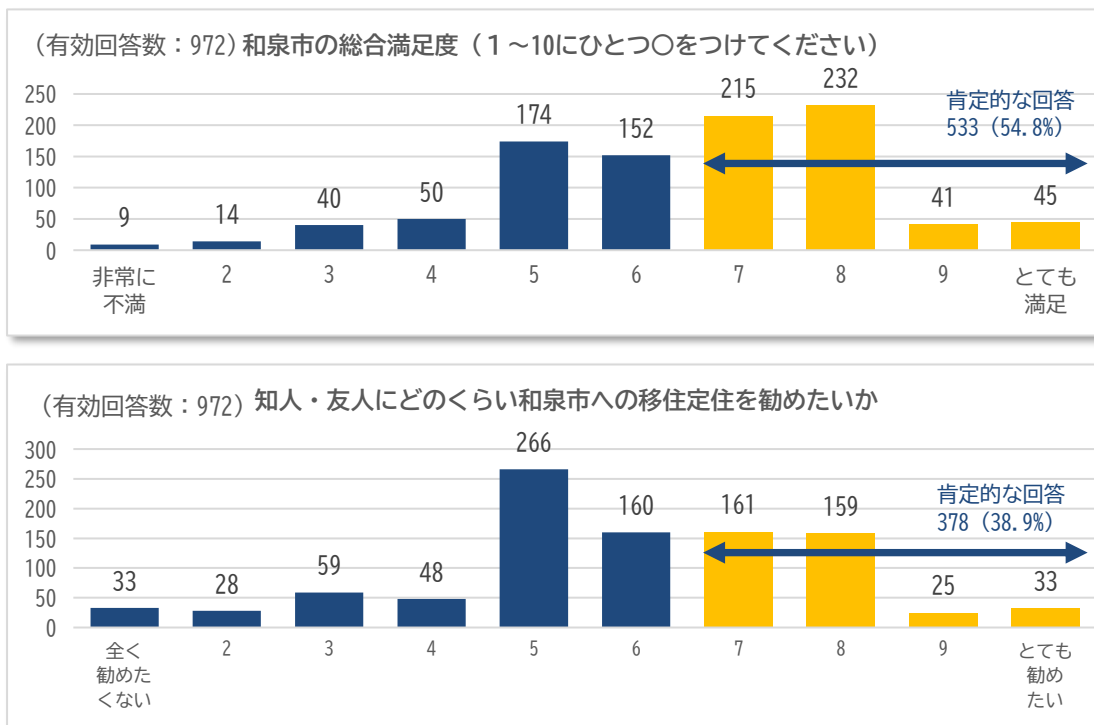
【第3節】市民の意識(市民アンケートの調査結果)

第5次総合計画期間における市民意識の変遷や市民の和泉市に対する思いを把握するため、以下のとおりアンケートを実施しました。

	令和 6 年度
対象者 (基準日)	本市在住の 18 歳以上の男女 3,000 人 (令和 6 年 9 月 1 日現在)
調査期間	令和 6 年 9 月 17 日～10 月 4 日
有効回収数	986 人
回収率	32.9%

(1) 市民の総合満足度・推奨度

本市の総合満足度を 10 段階評価で市民に伺ったところ、7 点以上の肯定的な回答の割合が 54.8%と、半数以上の市民が本市に対し好意的な印象を抱いていることがわかりました。一方で、本市の推奨度(知人・友人に移住定住を勧めたいか)を 10 段階評価で伺うと、7 点以上の肯定的な回答は 38.9%となっており、総合満足度と比較してやや少ない結果となりました。

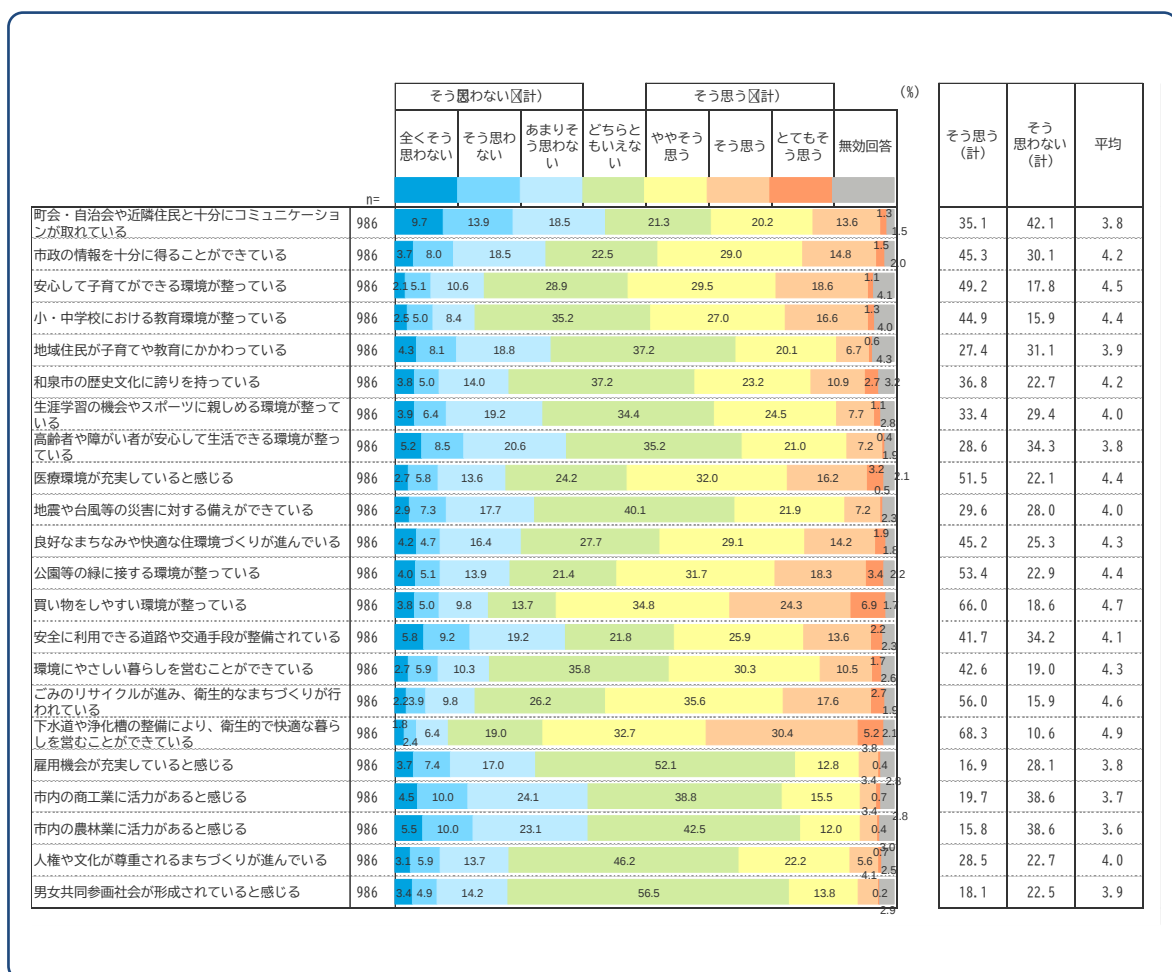


※未回答、無効回答を除く

(2) 市民の実感度

本市での日常生活やまちづくりに関する項目について、好ましい印象を持っているかどうかの実感度を7段階(全くそう思わない:1点～とてもそう思う:7点)で尋ねたところ、概ねの項目で、「あまりそう思わない」以下の回答より、「ややそう思う」以上の回答が多い結果となっており、「買い物をしやすい環境が整っている」や「下水道や浄化槽の整備により、衛生的で快適な暮らしを営むことができる」には特にその傾向が見られます。

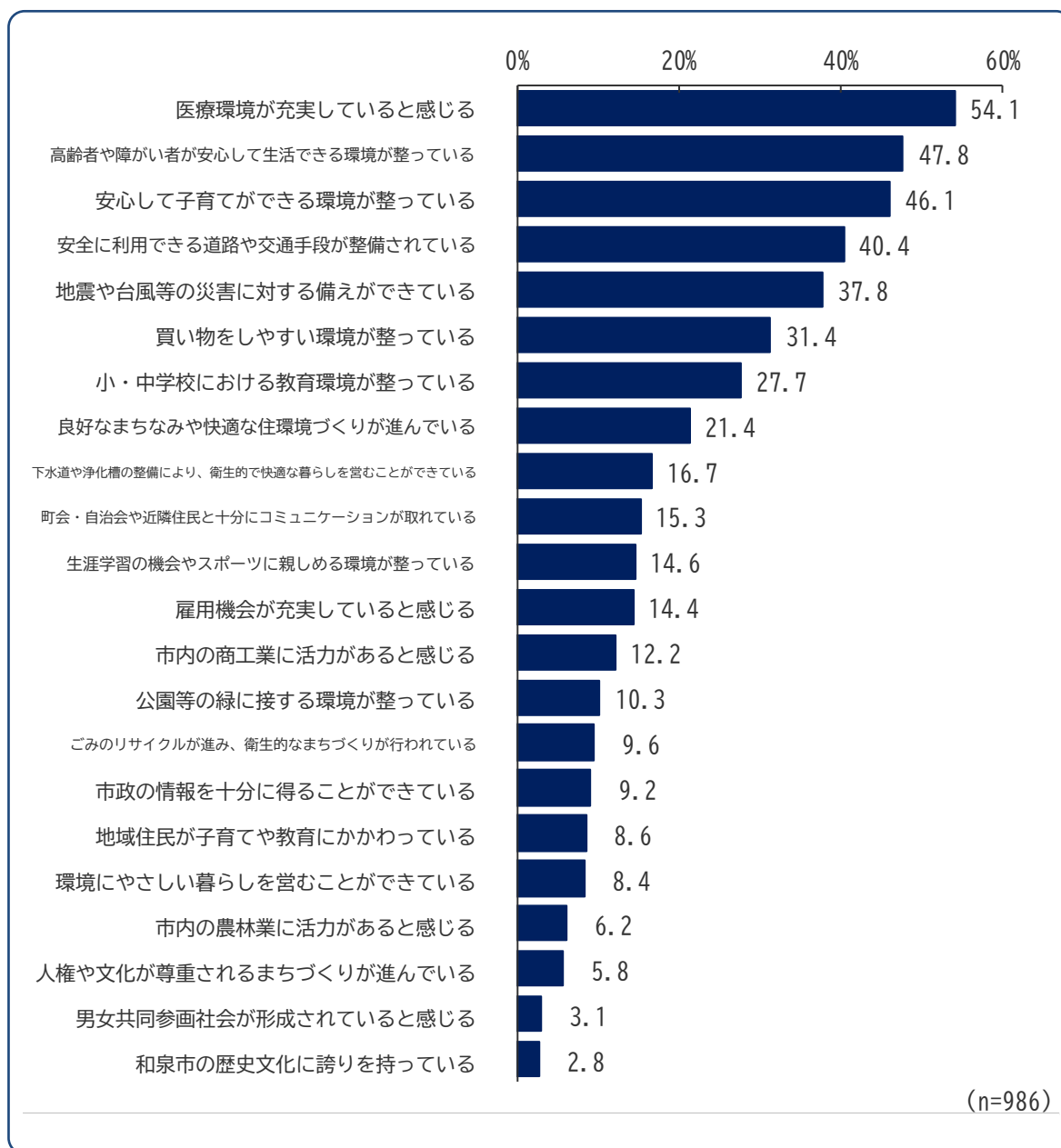
一方で、「町会・自治会や近隣住民と十分にコミュニケーションが取れている」、「市内の商工業に活力があると感じる」、「市内の農林業に活力があると感じる」は、やや「あまりそう思わない」以下の回答の割合が「ややそう思う」以上の回答の割合より多くなっています。



(3) 施策の重要度

市民が重要と考える施策を把握するため、前記の項目の中から、特に重要な項目を5つまで選択していただいたところ、市民目線で特に重要な項目は、医療環境が最も多く、次いで高齢者や障がい者の生活環境、子育て環境、道路・交通手段、災害対策となりました。

一方で、雇用機会や商工業の活力などの項目の重要度はあまり高くないため、市民はベッドタウンとして生活環境の良さを重視していることが分かります。



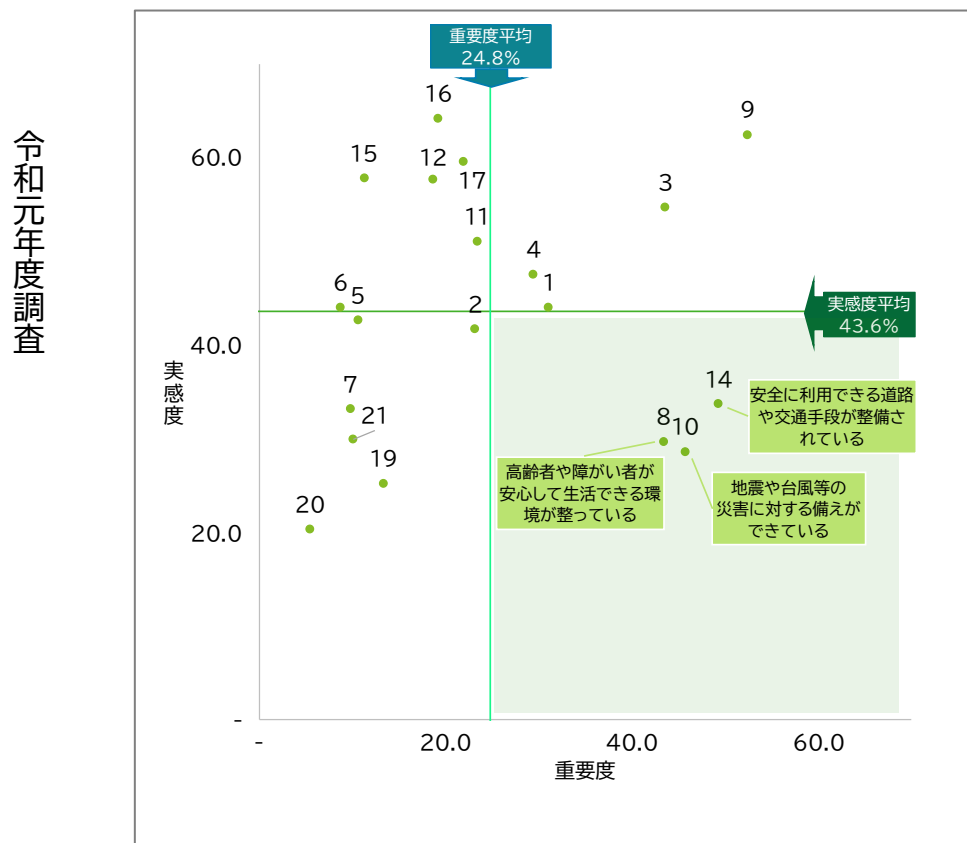
(4) 施策の実感度と重要度の関係

上記(2)の実感度と(3)の重要度の関係を調べるため、それらを散布図にまとめたうえで令和元年度のアンケートと今回のアンケートを比較した。今回のアンケートにおいて市民の実感度が低く、重要度が高かった施策は、令和元年度調査と同様、「高齢者や障がい者が安心して生活できる環境が整っている」、「地震や台風等の災害に対する備えができています」となりました。一方で、「安全に利用できる道路や交通手段が整備されている」は、令和元年度調査と比較して実感度が向上しており、第5次総合計画期間内の取り組みが好影響をもたらしたと考えられます。

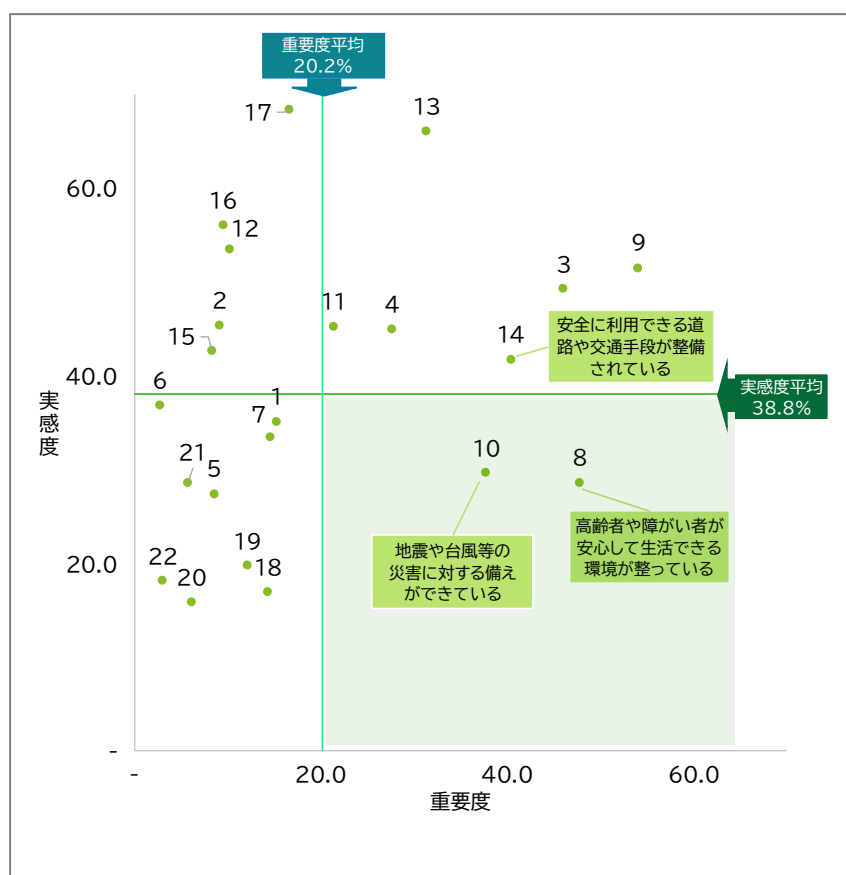
	令和元年度	令和 6 年度(再掲)
対象者 (基準日)	本市在住の 18 歳以上の男女 3,000 人 (令和元年 8 月 1 日現在)	(令和 6 年 9 月 1 日現在)
調査期間	令和元年 10 月 17 日～11 月 15 日	令和 6 年 9 月 17 日～10 月 4 日
有効回収数	972 人	986 人
回収率	32.4%	32.9%

散布図において、実感度は、「ややそう思う」以上の回答者の割合を、重要度は、当該項目を重要であると選択した回答者の割合を示している。

なお、令和元年度調査においては、実感度調査の選択項目が「そう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」、「そう思わない」、「分からない」の 5 段階であったのに対し、令和 6 年度調査では、「とてもそう思う」、「そう思う」、「ややそう思う」、「どちらともいえない」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」、「まったくそう思わない」の 7 段階評価となっている。



令和6年度調査



番号	項目	重要度		実感度	
		令和元年度 調査	令和6年度 調査	令和元年度 調査	令和6年度 調査
1	町会・自治会や近隣住民と十分にコミュニケーションが取れている	31.1	15.3	44.0	35.1
2	市政の情報を十分に得ることができている	23.2	9.2	41.7	45.3
3	安心して子育てができる環境が整っている	43.6	46.1	54.7	49.2
4	小・中学校における教育環境が整っている	29.5	27.7	47.5	44.9
5	地域住民が子育てや教育にかかわっている	10.6	8.6	42.6	27.4
6	和泉市の歴史文化に誇りを持っている	8.8	2.8	44.0	22.4
7	生涯学習の機会やスポーツに親しめる環境が整っている	9.8	14.6	33.1	33.4
8	高齢者や障がい者が安心して生活できる環境が整っている	43.4	47.8	29.7	28.6
9	医療環境が充実していると感じる	52.4	54.1	62.4	51.5
10	地震や台風等の災害に対する備えができている	45.7	37.8	28.6	29.6
11	良好なまちなみや快適な住環境づくりが進んでいる	23.4	21.4	51.0	45.2
12	公園等の緑に接する環境が整っている	18.7	10.3	57.7	53.0
13	買い物をしやすい環境が整っている	未調査	31.4	未調査	66.0
14	安全に利用できる道路や交通手段が整備されている	49.3	40.4	33.7	41.7
15	環境にやさしい暮らしを営むことができている	11.3	8.4	57.8	42.6
16	ごみのリサイクルが進み、衛生的なまちづくりが行われている	19.3	9.6	64.1	56.0
17	下水道や浄化槽の整備により、衛生的で快適な暮らしを営むことができている	22.0	16.7	59.6	64.2
18	雇用機会が充実していると感じる	未調査	14.4	未調査	16.9
19	市内の商工業に活力があると感じる	13.4	12.2	25.2	19.7
20	市内の農林業に活力があると感じる	5.5	6.2	20.3	15.8
21	人権や文化が尊重されるまちづくりが進んでいる	10.1	5.8	29.9	28.5
22	男女共同参画社会が形成されていると感じる	未調査	3.1	未調査	18.1

次期和泉創発プラン (骨子案)

令和 7 年 6 月

第1章 次期和泉創発プランの概要

1. 策定にあたって

これまで「再生」「躍進」「創発」と進めてきた改革の流れを引き継ぎ、「魅力あるまちづくり」を積極的に推進し、これらを支える「持続可能な行財政運営」や「組織・人づくり」を一体的に取り組む計画とし、個々の事業に目標を設け、適切な評価を行います。

2. 次期和泉創発プランの位置付け

- ・「和泉創発プラン」の後継計画(まちづくりの推進と行財政計画)
- ・「第6次和泉市総合計画」の実行計画
- ・市長公約事業をまちづくり事業に反映した計画
- ・中期(10年間)の財政収支計画

3. 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)までの4年間(市長任期年数と同じ)とします。

計画期間については、第6次和泉市総合計画と計画始期を合わせるとともに、第6次和泉市総合計画の計画期間である8年間の前半部分の4年間を担うものとし、連動性を高めます。

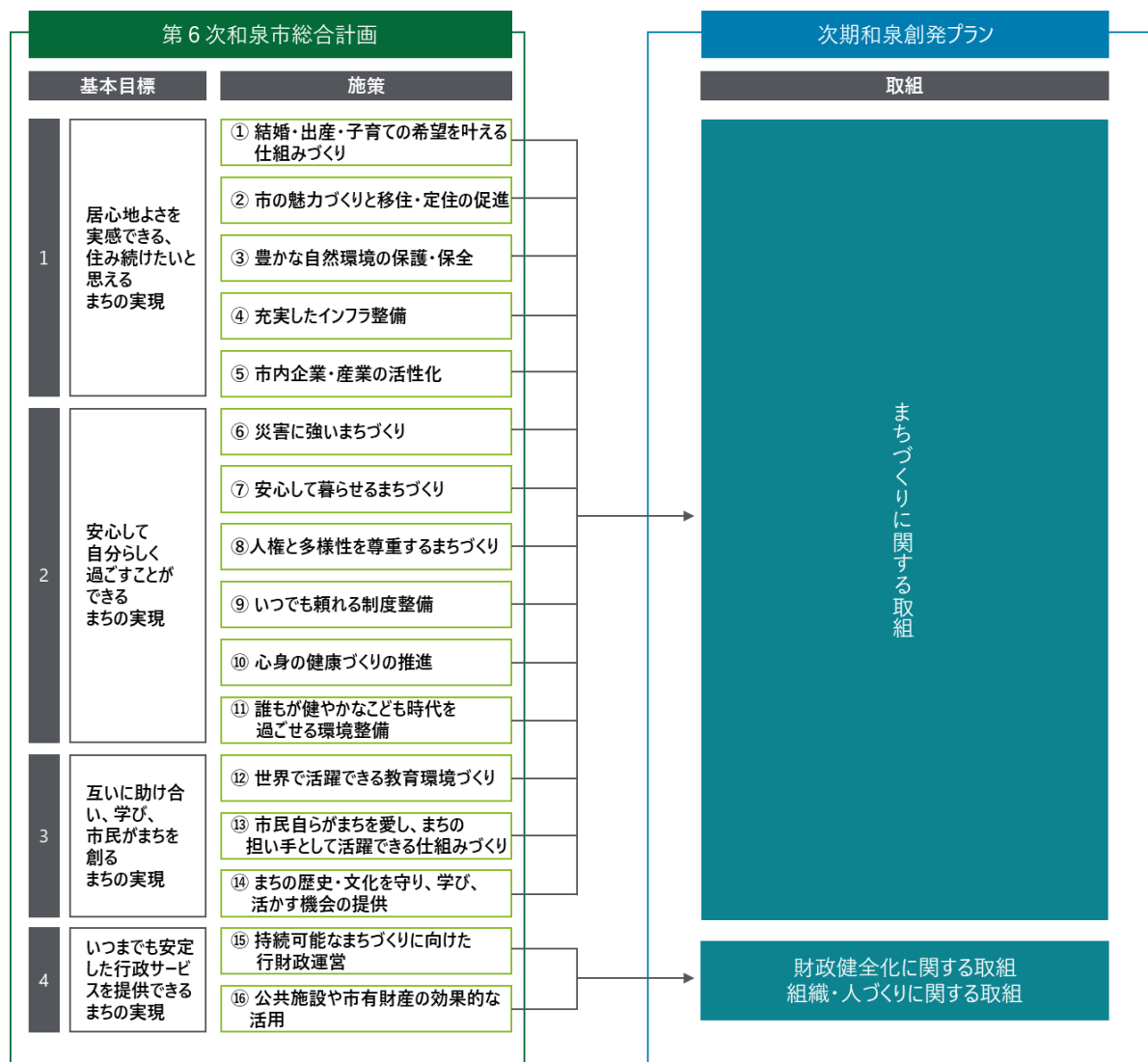
<第6次和泉市総合計画と次期和泉創発プランの計画期間>



4. 第6次和泉市総合計画との関係性

本プランは、第6次和泉市総合計画の将来都市像の実現をめざす個別行政計画の1つとして、第6次和泉市総合計画に掲げる4つの基本目標の達成に向けて取り組む施策を示します。

<第6次和泉市総合計画の4つの基本目標との関係性>



第2章 まちづくりに関する取組

第6次和泉市総合計画の基本構想に示す基本目標1～3の分野別に現時点の主な取組を示します。

※ 今後、市長公約事業をはじめ、財政収支見通しを踏まえ、追加や変更があります。

1. 基本目標1に関する取組

居心地よさを実感できる、住み続けたいと思えるまちの実現

取組名	取組内容	担当課 (室)
①(仮称)北西部こども園整備事業	公立保育所・幼稚園の拠点園として、国府幼稚園と和泉保育園を移転統合し、市内2園目の公立認定こども園を整備します。	こども未来室、学校園管理室
②(仮称)中部地域認定こども園開設補助事業	保育需要が多く、今後の供給不足が見込まれる中部地域において、保育定員の拡充を図るため、新たな民間認定こども園の開設費用の一部を補助します。	こども未来室
③認定こども園等整備補助事業	待機児童の解消、保育内容の充実及び円滑な運営を図るため、民間保育施設等に対し、施設整備費用の一部を補助します。	こども未来室
④保育士等就職支援事業	保育士不足を解消するため、民間保育施設等が採用する保育士等に対し支援金を支給します。	こども未来室
⑤公立園における体験活動の充実	公立園の児童において、しなやかな心と体を育むため、自然に触れ、発見や気づきの体験ができる野外活動や多様なスポーツ等の体験の充実を図ります。	こども未来室
⑥病児保育環境の拡充	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに子育て環境の充実を図るため、病児保育施設を新たに1箇所設置します。	子育て支援室
⑦子育て世代ヘルパー事業	産後半年以内の心身の負担による家事や育児が困難な時期を対象に、他者の支援が受けられない家庭の家事や育児の支援を目的にヘルパーを派遣します。	子育て支援室
⑧結婚新生活支援事業	結婚しやすい環境づくりの推進、少子化対策の強化とともに、若年世代の本市への移住及び定住の促進を図るため、結婚に伴う住居費等を支援します。	広報・協働推進室
⑨ミュージアムタウン構想のさらなる推進	和泉市久保惣記念美術館運営ビジョンに基づき、本市が誇る文化財として更に魅力を高め発展・存続させるため施設のリニューアルを図るとともに、ミュージアムタウン構想を推進します。	久保惣記念美術館ほか
⑩(仮称)池上プレイステージ整備事業	本市を代表するランドマークである史跡池上曾根遺跡について、保存活用計画及び再整備計画に基づき、グラウンドゴルフ等を楽しめる(仮称)池上プレイステージを整備し、賑わいを創出します。	文化遺産活用課

取組名	取組内容	担当課 (室)
⑪青少年の家リニューアル事業	老朽化等の課題を抱える青少年の家について、大規模リニューアルをはじめとした様々な利用活性化策により利用者の増加を図り、新たな南部地域の交流拠点施設にします。	生涯学習推進室
⑫南部地域等移住定住支援事業	南部地域等への移住定住の促進、地域のコミュニティ機能の維持及び地域の活性化を図るため、南部地域等の移住者に住宅取得費等を支援します。	広報・協働推進室
⑬横山小学校の跡地活用事業	槇尾学園開校後の横山小学校について、南部地域の定住・活性化の観点から、効果的な活用を検討します。	政策企画室
⑭大阪外環状線沿道の土地利用検討	和泉市大阪外環状線沿道土地利用基本計画に基づき、沿道における土地利用を推進するとともに良好な沿道景観形成の誘導を図ります。	都市政策室
⑮脱炭素戦略推進事業	2050年を目標に市域のカーボンニュートラルをめざし、再エネ・省エネ機器の導入に係る補助や、市民向けの啓発等により脱炭素化に関する取組を推進します。	環境政策室
⑯特定外来生物防除対策事業	モモ、ウメ、サクラなどバラ科樹木の衰弱や枯死を防ぐため、「特定外来生物」クビアカツヤカミキリの防除・予防を推進します。	環境政策室
⑰資源ごみ持ち去り事業への対策	リサイクルに対する市民意識の低下を招く、缶・ビンや紙類等の資源ごみの無断持ち去りについて、条例整備により防止を図ります。	環境政策室
⑱阪和線西エリアにおけるデマンド型交通実証運行事業	阪和線西エリアにおいて、地域に合った移動手段の検討を進めるため、デマンド型交通の実証運行を実施します。	都市政策室
⑲自転車活用推進事業	(仮称)和泉市自転車活用推進計画に基づき、持続可能な社会の実現に向けて、自転車ネットワークを整備し、自転車の交通施策を展開します。	都市政策室
⑳和泉中央線渋滞対策事業	朝夕のピーク時を中心に交通渋滞が発生している市役所北交差点から観音寺町西交差点の区間において、円滑な交通の流れを確保するため交差点改良等を行います。	都市整備室
㉑北信太駅前整備事業	和泉市北信太駅前整備基本計画に基づき、自由通路及び駅西ロータリーの整備に続き、駅前線や駅前広場の整備を行います。	都市整備室
㉒大阪岸和田南海線(府中工区)沿道における土地利用の検討	大阪岸和田南海線(府中工区)の沿道における土地利用について、地域や地権者と協議しながら方向性を検討し、良好な沿道土地利用の誘導に向けた取組を行います。	都市政策室
㉓景観まちづくりの推進	和泉市景観条例及び和泉市景観計画に基づき、良好な景観形成に向けて大規模行為の規制や屋外広告物の適切な誘導、景観に対する意識の醸成を推進します。	都市政策室

取組名	取組内容	担当課 (室)
②④街路樹の適正管理事業	(仮称)和泉市街路樹管理計画に基づき、街路樹の適正管理を行い、道路美化及び安全な交通確保を図ります。	土木維持管理室
②⑤富秋中学校区等市営住宅集約建替事業	富秋中学校区等まちづくり構想による市営住宅及び市営店舗の集約建替を行います。	建築住宅室
②⑥黒鳥山公園の民間活力導入	黒鳥山公園の利便性や魅力向上を図るため、民間事業者がもつ柔軟な発想やノウハウなどを活かした公園整備に取り組みます。	都市整備室
②⑦松尾寺公園の整備	松尾寺公園の利便性や魅力向上を図るため、基本計画に基づき、東側エリアの整備等を進めます。	都市整備室
②⑧新旭公園の整備	富秋中学校区等まちづくり構想の推進に伴い、現旭公園の代替として、幸団地跡地に新公園を整備します。	都市整備室
②⑨ふるさと元気寄附を通じた市内企業の活性化	地場産品の積極的なPRの他、新たな返礼品を発掘し全国へ発信することで、市内産業の活性化を図ります。	産業振興室
③⑩中小企業振興対策事業	さまざまな経営課題にチャレンジしている中小企業を支援するため、市内の中小企業を対象に、研究開発・人材育成等に要する費用を支援します。	産業振興室
③⑪店舗誘客事業	市内店舗への誘客及び本市への来訪促進を目的に、OSAKA 和泉市ファンクラブの会員及び協力店舗の増加を図ります。	産業振興室
③⑫農業担い手育成事業	新規農業者の自立を促すため、新たに農業者となる人に対し、開業準備や経営確立を支援するとともに、農業体験交流施設等を活用した各種教室を通じて、農林業の担い手の育成を推進します。	産業振興室
③⑬6次産業化推進事業	各種農業団体に対する研修会や、農産物加工品の情報発信を行うとともに、農産物加工場等の必要性を整理のうえ、農業振興地域整備計画における農用地区域の区分の見直しを検討します。	産業振興室

2. 基本目標2に関する取組

安心して自分らしく過ごすことができるまちの実現

取組名	取組内容	担当課 (室)
①(仮称)防災備蓄倉庫整備事業	大規模災害に備え、備蓄物資の保管、支援物資等の受け入れ・搬送等を行うため、旧消防本部跡地を活用し、(仮称)防災備蓄倉庫を整備します。	危機管理課
②既存建築物耐震化推進事業	市民の生命や財産を保護するため、既存建築物の耐震化を促進するとともに、「令和8年度までに耐震化率 95%」の達成状況や国の方向性を見極めながら実施手法の見直しを検討します。	建築・開発指導室
③下水道管路耐震化事業	災害に強く持続可能な下水道システムの構築を図るため、防災拠点や避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化に取り組みます。	下水道整備課
④上水道管路耐震化事業	災害に強く持続可能な上水道施設の運営・管理に向け、防災拠点や避難所等の重要施設に接続する上水道管路等の耐震化や老朽管の更新に取り組みます。	水道施設室
⑤特殊詐欺対策機器の貸与事業	特殊詐欺による被害の拡大防止を図るため、和泉市内に居住する 65 歳以上の方がいる世帯に特殊詐欺対策機器を貸与します。	危機管理課
⑥高齢者等のごみ出し支援事業	家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者等に対して、作業員が戸別収集する等の支援に取り組みます。	環境政策室
⑦高齢者の金融包摂事業	高齢者の経済活動を見守り支える体制の構築に向けて、金融と福祉の連携を進めます。	高齢介護室
⑧空家等の適正管理促進事業	不適切な状態で放置されている空家等について、倒壊の防止や周辺的生活環境の保全を目的に、所有者等に対し助言・指導等を行い適正な管理を促します。	建築住宅室
⑨消防団器具庫更新事業	地域防災拠点の役割を担う消防団器具庫の更新計画を策定し、計画的な更新により消防団器具庫として求められる機能の保全及び施設の安全を確保します。	消防本部総務課
⑩女性のウェルビーイング向上事業	女性の不健康期間の短縮に向けて、若年女性のやせ対策、妊娠前の健康管理、骨粗しょう症予防などの健康づくり施策を充実します。	健康づくり推進室
⑪ACP(人生会議)周知啓発事業	医療・介護の専門職と連携し、医療と介護の連携推進フォーラムや知得講座等を通じて市民や専門職に ACP(人生会議)の周知啓発を進めます。	高齢介護室
⑫(仮称)多世代交流拠点施設整備事業	多世代の交流や地域団体間の交流の場を創出するとともに、見守りや助け合い・支え合いなどの活動を行うことができる施設として、人権文化センター、幸分館、王子町分館、青少年センターを集約化し、(仮称)多世代交流拠点施設を整備します。	人権・男女参画室

取組名	取組内容	担当課 (室)
⑬人権尊重・男女共同参画啓発事業	講演会や講座等を通じて市民一人ひとりの人権意識を向上させるとともに、ジェンダー平等の理解を促進することで、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会の実現に取り組みます。	人権・男女参画室
⑭就労支援事業	生活保護受給者の自立促進を図るため、就労指導対象者への支援を強化します。	生活福祉課
⑮障がい者等の自立支援推進事業	障がい者等の地域での自立支援を推進するため、地域の関係機関相互の連携及びネットワークの構築等に関する協議を行う「和泉市障がい者地域自立支援協議会」を運営し、地域の支援体制整備の取組みの活性化を図ります。	障がい福祉課
⑯(仮称)チャレンジオフィスの設置	就労を希望する障がい者の支援を強化するとともに、有期雇用により一般就労へのステップアップをめざす(仮称)チャレンジオフィスを設置します。	くらしサポート課、人事課
⑰地域包括ケアシステムの構築	地域住民や企業、各関係機関の連携強化を図り、医療や介護、介護予防等の生活支援の各サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。	高齢介護室
⑱高齢者おでかけ支援事業のリニューアル	「おでかけ支援チケットの配布」を見直し、健康寿命の延伸により効果的な新しい施策へリニューアルします。	高齢介護室
⑲和泉まちの保健室の設置事業	訪問看護ステーションや和泉市総合医療センターと連携して「和泉まちの保健室」を設置し、健康寿命の延伸、介護予防を図ります。	高齢介護室、健康づくり推進室
⑳災害時医療の体制強化事業	災害時医療の円滑な運用を図るため、「災害時保健、医療行動マニュアル」を作成し、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の全ての関係機関が円滑に協力できる仕組みの強化を図ります。	健康づくり推進室
㉑(仮称)北部総合スポーツ公園整備事業	多様化するスポーツのニーズに対応するとともに、スポーツ施設を市内で均等に配置するため、(仮称)北部総合スポーツ公園を整備します。	生涯学習推進室
㉒スポーツ活動の普及・環境整備	関係機関と連携したイベントの開催などスポーツ活動の機会を提供するとともに、市民体育館(アリーナ)整備の事業手法等の調査・研究を進めます。	生涯学習推進室
㉓母子健康・出産子育て支援事業	安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から就学前まで妊婦等に寄り添い、相談等を行う切れ目のない支援を実施します。	健康づくり推進室
㉔地域子育て相談機関の整備	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもが、身近な地域で不安や悩みを相談できるよう地域子育て相談機関を整備し、支援体制の充実を図ります。	健康づくり推進室

取組名	取組内容	担当課 (室)
㊸こどもの予防的支援事業	こどもデータ連携及びハイリスク児童の発見システムの構築により、ヤングケアラーや児童虐待、貧困等の困難な状況におかれているこどもを発見し、支援することで、重症化を防ぎ、こどもの健やかな育ちを支援します。	子育て支援室
㊹子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭をヘルパーが訪問・支援することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て支援室
㊺親子関係形成支援事業	養育に課題がある家庭の保護者・こどもを対象に、講義、グループワーク等のペアレントトレーニングを行うことで、親子間における適正な関係性の構築を図ります。	子育て支援室
㊻こどもの生活支援拠点事業	虐待や不登校等の課題を抱えるこどもを対象に、食事や学習、相談支援等を受けられる居場所を提供します。	子育て支援室

3. 基本目標3に関する取組

互いに助け合い、学び、市民がまちを創るまちの実現

取組名	取組内容	担当課(室)
①和泉ミライの教員育成事業	将来教員をめざす学生の育成・支援を行うため、市内各校へ学生を派遣し、児童生徒とふれあう機会を創出します。	学校教育室
②英語教育推進事業	英語学習の意欲を高めるため、英語検定受験料の補助を全中学生に拡大するとともに、公立高校入試で有利になる英語検定2級以上の取得促進と国際社会で活躍できる人材育成を目的に、英語力向上支援講座受講料の一部を補助します。	学校教育室
③学力向上推進事業	全国学力・学習状況調査の全教科で大阪府の平均以上をめざし、個に応じた学習機会を確保します。	学校教育室
④中学校少人数学級編制事業	国に先駆けて市独自で中学校でも35人学級に取り組むことにより、学力向上や一人ひとりの個に応じたきめ細やかな教育活動の充実を図ります。	学校教育室
⑤コミュニティ・スクール推進事業	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を通じて、学校、保護者及び地域の団体等が一体となり、社会総がかりで未来を担う子どもを育みます。	学校教育室
⑥部活動地域展開推進事業	こどもたちのスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保及び学校の働き方改革の推進のため、部活動指導員を配置するとともに、合同部活動や拠点校部活動の実施の検討を進めます。	学校教育室、生涯学習推進室
⑦学校施設大規模改修事業	「和泉市教育施設等長寿命化計画」に基づき、老朽化する学校校舎の大規模改修、学校トイレの洋式化等を計画的に推進します。	学校園管理室
⑧(仮称)富秋学園整備事業	義務教育9年間を見通した継続的かつ一体的な教育を推進するため、市内3校目となる施設一体型義務教育学校(小中一貫校)を整備します。	学校園管理室
⑨地域コミュニティ活性化支援事業	町会・自治会や市民活動団体に対し、各種補助等の支援を継続することや、事業者等との協働を推進することで地域コミュニティの活性化を図ります。	広報・協働推進室
⑩町会・自治会活動の負担軽減への支援	「持続可能な町会・自治会」をめざすため、町会・自治会改革検討委員会における協議を踏まえて、町会・自治会活動の負担軽減に向けた支援を図ります。	広報・協働推進室
⑪地域福祉推進コーディネーター事業	地域づくりに精通したコーディネーターを配置し、各地域の課題解決に向けて検討する『協議の場』を充実させることにより、地域福祉の向上を図ります。	福祉総務課
⑫児童生徒のための美術館活用プログラム	地域の特色や魅力を知り、愛着を育むため、文化芸術科学ふれあい体験事業を発展させ、こどもの作品展示など美術館とふれあう機会を新たに創出します。	学校教育室

取組名	取組内容	担当課 (室)
⑬和泉黄金塚古墳整備事業	和泉黄金塚古墳の適切な保存と活用を図るとともに、北部地域活性化の拠点として、保存活用計画の策定、整備に取り組みます。	文化遺産活用課
⑭信太貝吹山古墳整備事業	北信太駅前整備事業に合わせ、北部地域のランドマークとして市民が自由に集い、憩える古墳公園を整備します。	文化遺産活用課

第3章 財政状況

今後、歳入歳出の事業費見込みを精査し、財政収支見通しを作成する予定です。
掲載する項目は以下のとおりです。

1. これまでの取組
2. 財政状況
3. 財政健全化の取組
4. 基金残高の目標
5. 財政収支見通し

このうち、3. 財政健全化の取組について、現時点での内容は以下のとおりです。

※ 今後、市長公約事業をはじめ、財政収支見通しを踏まえ、追加や変更があります。

取組名		取組内容	担当課 (室)
歳入	①企業版ふるさと納税の強化	包括連携協定を締結している企業を中心にアプローチするとともに、民間企業のノウハウを活用した取り組みを行うことにより寄附金額の増加を目指します。	政策企画室
	②ふるさと納税(個人版)の強化	ふるさと納税代行業者のノウハウを活用しつつ、商工会議所との連携により返礼品の充実を図り、寄附金額の増加を目指します。	産業振興室
	③未利用地の売却等	公共施設の建替え等で生じた未利用地のうち、活用の見込がない処分可能な財産や既存の普通財産の売却又は貸付を行います。	総務管財室 ほか
	④債券運用の強化	債券運用の金額を増加するとともに、効果的な運用を行うことにより増収を図ります。	財政課、会計室
	⑤撤去自転車保管所の移転に伴う用地売却	撤去した放置自転車の保管場所を移転のうえ、現在、保管場所として使用している用地を売却します。	都市政策室
	⑥消防車両の売却方法の見直し	更新後の消防特殊車両について、官公庁オークションの活用等により、高額で売却できるよう取り組みます。	消防本部総務課

取組名		取組内容	担当課 (室)
歳 出	⑦人権文化センター (にじのとしょかん等) の見直し	整備予定の(仮称)多世代交流拠点施設に人権文化センターの機能を集約したうえで、「にじのとしょかん」は廃止します。	人権・男女参画室
	⑧総合福祉会館・北部 総合福祉会館・保健福祉 センターにおける浴室 開放事業の見直し	浴室の老朽化に伴う修繕が増加し、設備更新の必要性について検討が必要となる中、利用者の固定化が進んでいる現状を踏まえ事業を見直します。	福祉総務課、 健康づくり推進室
	⑨配食サービス事業の 見直し	民間事業者によるサービスが充実していることから事業を見直したうえで、本プランにおける高齢者支援策に財源を活用します。	高齢介護室
	⑩敬老祝金事業の見直し	事業を見直したうえで、本プランにおける高齢者支援策に財源を活用します。	高齢介護室
	⑪小栗の湯のあり方検討	施設利用者の推移や市営住宅における浴室の供給状況を踏まえ、令和 15 年度を目途に施設のあり方を決定します。	健康づくり推進室
	⑫和泉診療所のあり方 検討	令和 7 年度末までに令和 10 年度以降の施設のあり方を決定します。	健康づくり推進室
	⑬観光レンタルサイクル 事業の見直し	実証実験の結果を踏まえ、自立した運営が可能な民間事業者の誘致に取り組みます。	産業振興室
	⑭自転車等放置防止対策 事業の見直し	撤去自転車の保管業務を駐輪場指定管理業務に組み込むことにより、業務の効率化と経費削減を図ります。	都市政策室
	⑮民間建築物耐震補助 事業の見直し	「和泉市耐震改修促進計画」の計画期間終了に伴い、民間建築物耐震補助金を見直します。	建築・開発指導室
	⑯青少年センターの見 直し	(仮称)多世代交流拠点施設に機能を集約したうえで廃止します。	生涯学習推進室
	⑰経常経費・建設コスト の見直し	事業費のシーリング等により、市全体で継続的な事業の見直しに取り組みます。	財政課

第4章 組織・人づくりに関する取組

組織・人づくりにおける現時点の主な取組を示します。

※ 今後、市長公約事業をはじめ、財政収支見通しを踏まえ、追加や変更があります。

①多様な人材の確保

取組名	取組内容
採用に係る広報活動強化	採用サイトの充実、就職イベントへの出展、SNS の活用、学校訪問の強化などにより、採用情報発信のチャンネルを拡大
障がい者雇用の推進	正職員、会計年度任用職員の障がい者枠の定期的採用を実施
新規採用職員の定着	新規採用職員のメンタル不全や退職を回避し、早期に仕事に慣れ、活躍するための研修やフォローアップを実施
インターンシップの充実	採用試験応募者の増加と採用後のミスマッチの回避を目的に、インターンシップを充実

②働き方改革の推進

取組名	取組内容
男性職員の育児休業取得率向上	勤務環境の整備、機運の醸成により男性職員の育児休業の取得を促進
メンタルヘルスの充実	精神疾患の未然防止、退職者の復職支援など、総合的にメンタルヘルス対策を実施
ハラスメント防止	啓発活動や研修実施により、職場のハラスメント防止を推進
長時間勤務の解消	適正な職員配置、業務改善等により、時間外勤務削減を推進

③人材育成への投資の拡大

取組名	取組内容
研修派遣の拡大	他団体(国・府・民間企業)への長期研修派遣を拡大
DX人材の育成	デジタルの知識・技能を持った職員の採用、育成により DX 人材育成を推進
女性職員の活躍推進	女性が働きやすい職場環境を整備し、女性職員を管理職へ積極的に登用
資格取得報償制度の拡充	対象資格の増加、報償規模の拡大により、職員の資格取得を推進
地域貢献活動の促進	許可基準の緩和、表彰制度の充実により、職員の地域貢献活動を推進

第5章 次期和泉創発プランの推進方法

推進体制・進行管理等の方法を検討、確定後に本章に記載します。

叙勲について

学校教育室

【高齢者叙勲】		
受章者氏名	元和泉市立光明台南小学校長 葛城 彰（88 歳）	
受章者居住地	和泉市岡町	
叙 勲 名	瑞 宝 双 光 章	
位 記	従 六 位	
略 歴	昭和32年 和泉市立国府小学校教諭 昭和41年 和泉市立北池田小学校教諭 昭和54年 和泉市立黒鳥小学校教諭 昭和56年 和泉市立幸小学校教頭 昭和60年 和泉市立横山小学校教頭 昭和63年 和泉市立北松尾小校教頭 平成 元年 和泉市立北松尾小学校長 平成 4年 和泉市立光明台南小学校長 平成 9年 退職	
伝 達 日	令和7年6月5日	

令和7年度 和泉市立小学校水泳記録会の開催について

学校園管理室

学 校 教 育 室

○記録会の趣旨(ねらい)

- (1)安全に水泳を行い、水に対する正しい「考え方・行動の仕方」を理解し、安全性を高める。
 - (2)自らの泳力を発揮し、自己記録へ挑戦する。
 - (3)小学校 6 年間で 25m以上を泳ぎ切るという目標を持ち、主体的に取り組む態度を育てる。
 - (4)協働・責任・自主性・フェアプレイの精神や態度を養い、スポーツ選手としての行動を身に付ける。
 - (5)和泉市内の他校の児童との交流を通して、親睦を深め、社会性を身に付ける。
- 上記の内容を、ねらいとして水泳記録会を開催する。

○記録会の概要

- 1 開 催 日 令和7年7月29日(火) 予備日なし
 ※雨天決行(暴風警報等発令時は中止します。)
- 2 開催時間 開会:9時 30分 閉会:15時 15 分(3部制)
- 3 会 場 コナミスポーツクラブ光明池
 (堺市南区鴨谷台2-1-5 サンピア2番館6階)
- 4 参加児童 和泉市立小学校及び義務教育学校に在籍する6年生で25m以上泳げる者のうち参加を希望する児童
- 5 種 目 25m自由形、25m平泳ぎ、25m背泳
 100m自由形リレー(各校男女 1 チーム)

(参考)令和 6 年度参加者数 394 人

	第1部	第2部	第3部
学 校 名	北池田小 21	南池田小 11	国府小 33
	いぶき野小 53	緑ヶ丘小 20	和気小 18
	横山小 9	青葉はつが野小 47	伯太小 16
	南横山小 5	北松尾小 21	池上小 1
	信太小 12	光明台北小 19	黒鳥小 22
	鶴山台北小 17	光明台南小 21	芦部小 16
	鶴山台南小 11		幸小 8
	南松尾はつが野 13		
合計	8校 141 人	6校 139 人	7校 114 人

* ご観覧いただく場合は、7月22日（火）までに教育総務課までご連絡ください。